

| 要綱管理番号 | 措置の分類 | - 2 措置の内容 (対応策)  | 現行の法規制等の内容及び関連する規制改革措置の内容  | 関連する官民間の競争条件均一化措置 | 開示する情報  | その他必要事項  | 提案事業名                                 | - 1 「市場化テスト」の対象とすべきと考える具体的な事業   | - 2 提案理由   |
|--------|-------|--|--|-------------------|---|--|---------------------------------------|---|--|
| 2 1    | c     | <p>(内閣府)</p> <p>歴史資料として重要な公文書等の管理・保存・利用という業務は、我が国の歴史を真摯に記憶し、過去を常に検証していくという、その重要性・特殊性から、国家の重要な責務と位置付けられるものである。また、このような業務を通じて、国立公文書館は、世代を超えた国民に対する説明責任を果たすという国家的な責務も担うものである。このような責務を十全に果たすため、職員は、司法、立法、行政等すべての公文書に、国民に公開される以前にアクセスし、歴史的公文書等として同題へ移管すべきか否かの評価・選別を適切に行うとともに、移管後においては、歴史的重要な文書の毀損や国家的機密の漏洩等が起らないよう、その管理、保存に万全を期す必要がある。ここで、国立公文書館の職員は、移管前及び移管後において、国家的機密等が含まれている一般には公開できない公文書等の内容を見るため、厳格な守秘義務を課す必要がある。守秘義務が行われれば、国の各機関が国立公文書館における公文書等の保存体制に不信を抱き、適切な移管が行われなくなるおそれもある。法令への規範意識を欠いたり、争議行為が可能になれば、重要公文書等の管理・保存・利用に不安を生じさせることから、法令遵守義務・争議行為の禁止が必要である。職務についての信頼感を損なわないため、信用失墜行為の禁止が必要である。同様の理由で、職務専念義務が必要である。職員が公文書にアクセスした際の政治的利用を防止するとともに、政治的偏向に起因した恣意的な評価・選別を防止するためには、国家公務員の全体の単任者性が担保される必要がある。政治的行為を制限する必要がある。また、移管後においても、政治的偏向に起因する秘密漏洩、公開基準の恣意的適用、文書の毀損等を防止し、十全に管理・保存されるためにも、当該業務に当たる職員は、政治的行為を制限する必要がある。私企業との兼業を認めれば、私企業の利益と直接的な利害関係が生じ、それを契機に、秘密情報の漏洩について、恣意を受ける危険があることから、私企業からの隔離が必要である。他の事業を経営すれば、特定の団体の利益と直接的な利害関係が生じ、それを契機に、秘密情報の漏洩について、恣意を受ける危険があることから、他の事業又は事務の関与制限が必要である。以上のことから、国立公文書館の職員は、国家公務員である必要がある。</p> | <p>国立公文書館法第 11 条及び第 15 条により、国立公文書館は中央の保存・利用機関として、立法機関・司法機関も含めた国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を一括して扱う機関として位置づけられている。国立公文書館法第 5 条により、国立公文書館は特定独立行政法人となつて国立公文書館の職員は国家公務員であることが規定されている。</p> |                   | <p>所蔵公文書の種類、内容等については目録データベースにより公表済<br/>現在の公文書館の職員数、各種業務内容に関する情報も館ホームページで公表済</p> | <p>- 2 のとおり、歴史資料として重要な公文書等の管理・保存・利用という業務は、国家の重要な責務であつて、国立公文書館の職員は国家公務員である必要があることから、官民間競争入札にはなじまないものとする。なお、民間開放や市場化テストの進んでいるアメリカ、カナダ、オーストラリアなどの諸外国においても、国立公文書館は国の機関であり、その業務は国家公務員が担っている。また、国立公文書館では、利用者への利便性の向上の観点から、目録データベースの充実やデジタルアーカイブ化の推進を図っているが、これらの業務に関して民間委託を行うことが可能な分野(デジタルデータの作成、データベースシステムの開発・保守、データ入力作業、マイクロフィルム撮影、複製物・写真本作成業務等)については、既に民間委託を行い、業務の効率化やコスト削減に努めているところである。民間委託の際には、委託の内容によっては、技術評価を加味した入札を行うなどの業者選定を行っているところである。</p> | <p>ドキュメント管理事業(公文書の管理・運用・保管等に係る事業)</p> | <p>国立公文書館所蔵の公文書の管理・運用・保管業務</p>  | <p>国立公文書館の公文書の管理、保管、公開と言つた一連のバックオフィス業務を、民間事業者の委託をすることで、民間事業者の持つ優れた文書情報のデジタル化技術・IT 技術を利用して、業務の効率化やコスト削減と言つた効果だけではなく、利用者への利便性向上を図ることも可能となり、情報公開の観点からも有意義であると考えられる。</p> |
| 2 2    |       | <p>(警察庁)</p> <p>本件要望に係る運転免許に関する事務は、都道府県の事務であるため、今回の市場化テストに関する民間提案の対象外である。</p>  |  |                   |   |  | <p>運転免許証の交付・更新事業</p>                  | <p>現在、各都道府県の公安委員会で実施されている、運転免許証の交付・更新・運転者講習に関する業務。</p>  | <p>・民間の自動車教習所などで運転免許証の交付・更新が可能になれば、申請者にとって利便性が高まる。<br/>・免許交付・更新手数料の削減。<br/>・更新の際の、運転者講習の質の向上、費用の削減。</p>  |
| 2 3    |       | <p>(警察庁)</p> <p>本件要望に係る運転免許に関する事務は、都道府県の事務であるため、今回の市場化テストに関する民間提案の対象外である。</p>  |  |                   |   | <p>「運転免許に係る業務」</p>   |                                       | <p>運転免許更新センター、警察署、試験場で行う「運転免許に係る業務」については、公共上の見地から、3 年間にわたり、順次民間に移行する。17 年度 更新手続、住所等変更手続、再交付の手続<br/>18 年度 失効手続、再交付の手続<br/>19 年度 運転免許試験の実施、国外運転免許証の手続</p> | <p>公正な更新、試験制度の維持は民間でも可能である。テスト期間として 2 年間の猶予を置く。</p>  |
| 2 4    |       | <p>(警察庁)</p> <p>公金収納は、会計法等に基づいて行われており、本件について当庁は代表して回答する立場にない。なお、反則金については、一定の道路交通法違反をした者が任意に罰金を納付することにより、当該違反について公訴を提起されないこととする制度であるため、そもそも未納という事態は発生しない。</p>   |  |                   |   | <p>「交通違反反則金及び罰金の徴収事業」</p>  | <p>「交通違反に係る反則金及び罰金の徴収に関する事務」</p>      | <p>「交通違反に係る反則金及び罰金の徴収に関する事務」</p>  | <p>「反則金及び罰金の徴収について、これを民間が、未納分の回収作業、及び、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することすれば、支払方法の多様化、未納の減少などの点で改善が図り得る。」</p>  |
|        |       | <p>(財務省)</p> <p>徴収対策として支払方法の多様化を検討する場合、道路交通法を所管する警察庁又は罰金の徴収については財務省において、反則金の国庫収納という法律要件と法律効果の発現との関係等又は罰金の刑事法制度における意義等をどのように整理するか等の課題があると思われるため、警察庁又は財務省において、徴収対策として支払方法を多様化する必要性やそれに伴う課題等をどのように整理するかについて、十分検討していただく必要がある。</p>  |  |                   | <p>会計制度所管官庁としての財務省としては、開示する情報は、ない。</p>  |  |                                       |   |  |
|        | c     | <p>(財務省(刑事局))</p> <p>&lt;未納分の回収作業の民間委託、カード決済について&gt;<br/>罰金は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、未納分の回収作業の民間委託、カード決済を実施した場合、回収業者及びカード会社に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑罰を執行することとなる。<br/>罰金は刑罰であり、現金等が納付できない者は労務場に留置する(刑法 18 条)制度があるところ、カード決済による未納の場合は保険等による補てんとなり、当該人に対する負担が一次的に免除され、刑罰の目的が達成できない上、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減衰しかねない。債権譲渡の観点から、支払いでトラブルとなった場合に、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報の保秘に問題がある。<br/>&lt;コンビニ収納について&gt;<br/>コンビニ等は多額の現金等を取り扱うことを予定している機関ではなく、また、罰金の納付自体が罪を犯したと推認させることとなるが、コンビニ店舗の機構上、職員に対する個人情報の保秘の観点から、実施は問題があり、困難である。</p>   | <p>罰金の裁判の執行は検察官の命令によって執行するものとされている(刑事訴訟法 471 条, 490 条)。これは、裁判の執行は適正になされなければならないためである。</p>  |                   | <p>15 年度の罰金刑執行件数及び金額</p>  |  |                                       |   |  |
|        |       |  |  |                   |   |  |                                       |   |  |

|   |     |  |  |   |  |   |             |  |   |
|---|-----|--|--|---|--|---|-------------|--|---|
| 2 | 5   | <p>(防衛庁)<br/>1. 募集業務、 援護業務、 広報業務</p> <p>防衛庁・自衛隊は、志願制の下、その時々社会経済情勢に大きく影響を受ける厳しい募集環境において質の高い人材を安定的に確保するため、募集対象者にとって親近感や利便性のある窓口及び地域社会に密着した各種広報媒体を有する都道府県、市町村等の密接な協力を受けつつ、自衛隊地方連絡部を置き、自ら自衛官の募集業務及びこれに関連する広報業務に取り組んでいる。募集に当たっては、自衛隊の組織・制度や部隊勤務等の現状を熟知する現職自衛官が自己の体験に基づいた説明を行うなどにより効果的な募集広報を実施し、所要の人材を確保している。そもそも、こうした募集業務は、国の防衛を担う人材を確保するものであるとともに、武力攻撃事態における緊急募集等にも対応する必要があるものであり、こうしたことを考慮すれば、その根幹を民間に委ねることは適当ではない。なお、募集広報のうち、パンフレットやポスター、TV コマーシャルの制作等については既に民間企業に委託しているほか、効率的な募集体制、募集広報については不審に検討しているところである。また、援護業務については、退職予定自衛官個々人の退職後の人生設計を左右するものであること等から部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、調査研究等を実施して民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価した上で部外委託の可能性を検討することとしている。</p>             | <p>自衛隊地方連絡部は、自衛隊法第29条の規定に基づき、自衛官の募集等の事務を行っているところである。</p>   | - | -  | - | 「自衛隊後方支援事業」 | <p>1.自衛隊地方連絡部の業務<br/>募集業務<br/>援護業務<br/>広報業務<br/>その他総務及び連絡等の業務</p> <p>2.就職援護及び自動車教習等資格教育<br/>退職前の再就職のための教育<br/>自動車教習所の資格取得教育<br/>その他関連業務・教育</p> <p>3.駐屯地等業務隊、後方支援等の業務<br/>防衛弘済会等へ委託している業務(売店・食器洗い等)<br/>駐屯地施設管理(ボイラー・浴室等)<br/>演習場管理<br/>自動車整備工場<br/>その他関連業務</p> | <p>1.現状<br/>米英他諸外国(タイ等の一部アジア諸国も含む)では、採用、広報、就職援護、輸送、車両整備、警備及び施設管理、給与支払い、予備役管理・訓練、特殊教育訓練など多岐にわたるアウトソーシングが行われている。<br/>殆どの地方自治体において募集業務の責任及び協力は有名無実化している。<br/>自衛隊は現在、組織がピラミッド型になっておらず「幹部・曹」の比率が高く人件費が上昇し、また、これにより「士」クラスの採用が抑制されている。よって、新規採用者の競争倍率は依然高く、高学歴化、高卒等若年層の雇用機会を制限する結果になっている。<br/>自衛官の退職後の就職先の援護活動は十分とはいえない。<br/>予備自衛官等の社会的認知度、質の向上等がされておらず放置されている。</p> <p>2.メリット<br/>後方支援にあたる自衛官及び事務官等を減らし、実働部隊に自衛官をシフトすることによるリストラクチャリングにより防衛費(人件費等)を削減できるとともに、人材を活性化し、受け皿・緩衝組織として機能できる。<br/>ピラミッド型組織への改革を後押しし、若年層の雇用機会を広げられる。</p> |
|   | c,d | <p>(防衛庁)<br/>2. 退職前の再就職のための教育</p> <p>防衛庁は、一般の公務員より若年で退職する自衛官を対象として、技能訓練、自動車操縦訓練、業務管理教育等円滑な再就職に必要な教育訓練を行っているところであるが、このうち通常の教育訓練に用いられる自衛隊の施設、器材、要員等を活用して実施できるものについては、経済的効率の観点からこれを有効活用して実施しており、民間委託することは適当でないと考えている。他方、そうでないものについては、都道府県若しくは雇用能力開発機構が設置する職業能力開発校又は民間企業等が都道府県知事の認可を得て設置する職業訓練認定校(自動車教習等の資格教育については、民間の自動車学校等)に委託している。具体的には、昭和42年から一部の技能訓練(自動車整備、電気通信技術、施設機械等運転、情報処理技術等)を、昭和45年から一部の業務管理教育(社会経済情勢、労働情勢、社会保険実務、衛生管理等に関する教育)を、昭和48年から一部の自動車操縦訓練を、平成8年から主要駐屯地等における進路相談を、それぞれ部外委託している。</p>  | <p>左のとおり、通常の教育訓練に用いられる自衛隊の施設、器材、要員等を活用して実施できるものについては、民間への委託は適当ではない。</p>  | - | <p>該当する資料の存在の有無を確認中であり、現時点ではお答えすることはできない。なお、既に公開されているデータ等については、開示することは可能である。</p> | - |             |  | <p>予備自衛官等の活用により柔軟性を確保するとともに、予備自衛官等の拡充により将来的な少子化・若者不足に対応する手段となる。<br/>民意を吸収しやすくすることにより、シビリアンコントロール作用がさらに働き、また有事法制下での民間協力の土壌を育成する。<br/>将来的には、技術者等をPKO活動等へ派遣する人材ソース・パイプとなるなどの展開が考えられる。<br/>「安全保障と防衛力に関する懇談会」が先にまとめた報告による、新たな防衛力整備の効率化・合理化、安全保障シンクタンクの育成、人事施策等を後押しすることができる。</p>  |
|   | c   | <p>(防衛庁)<br/>2. 自動車教習所の資格取得教育</p> <p>自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する部隊等に設置された自動車教習施設において自衛官の教習指導員による厳重な監督の下、教習を行っており、自衛隊の指揮系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な機能を合わせて教育している。<br/>さらに、自衛隊の大型車両には、自衛隊特有の装置(全輪駆動、管制灯火灯等)が加付されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。また、有事・災害派遣等においては所要の任務が割り当てられることも想定されている。<br/>なお、民間で大型免許を取得する場合は、普通自動車免許取得後2年以上の経験を要するのに対し、自衛官の場合は、その任務の特殊性から道路交通法及び同法施行令に基づき、19歳で直接大型免許を取得できる特例を有している。<br/>車両化が進んでいる自衛隊において所部の車両操縦士を確保することは極めて重要であり、新隊員を早期に車両操縦士として戦力発揮させるために本特例は必要不可欠である。<br/>また、この特例は、公安委員会から認定を受けた自衛隊の自動車教習施設において教習を受ける自衛官にのみ適用されるものであり、民間の教習所においてはこの特例は適用されない。<br/>従って、本事業は市場化テストの対象とすることは適当ではないと考えている。</p> | <p>道路交通法第85条第6項<br/>大型免許を受けた者で、20歳に満たない者は第2項の規定に係わらず、大型自動車(政令で定めるものを除く。)を運転することはできない。<br/>同施行令第32条の3<br/>法第85条第6項の政令で定める者は、自衛隊用自動車、自衛官が運転しているものとする。<br/>道路交通法第88条<br/>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第1種免許又は第2種免許を与えない。<br/>第1項第1号<br/>大型免許にあっては20歳(政令で定める者)にあっては、19歳)に、…それぞれ満たない者<br/>同施行令第32条の7<br/>法第88条第1項第1号及び第2項の政令で定める者は、自衛官とする。<br/>道路交通法第96条<br/>第88条第1項各号のいずれかに該当する者は、第1種免許の運転免許試験を、同条第2項に規定する者は仮免許の運転免許試験を受けることができない。<br/>2. 大型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く。)は、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該のいずれかの免許を受けていた期間が通算して2年以上の者でなければならない。<br/>同施行令第34条<br/>法第96条第2項の政令で定める者は、自衛隊の自動車の運転に関する教習を行う施設において大型自動車の運転に関する教習を終了した自衛官とする。</p> | - |  | - |             |  |   |
|   | d,e | <p>(防衛庁)<br/>3. 委託業務</p> <p>(売店業務)<br/>防衛庁の駐屯地等に置かれる売店については、国の事業ではなく、財務省の認可法人である共済組合が、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第98条第1項第6号に基づき、組合員の必要とする生活必需物資の供給を行っている。<br/>なお、売店については共済組合も民間企業等に委託しているものが大半である。</p> <p>(食器洗い等)<br/>隊員の処遇改善の観点から、昭和48年度から予算化され、以後、逐次実施範囲を拡大し、現在は全国の駐屯地・基地において、部隊給食後の食器洗浄及び食堂等の清掃業務を民間委託している。</p>  | -  | - | -  | - |             |  |   |
|   | c,d | <p>(防衛庁)<br/>3. 駐屯地施設管理(ボイラー・浴室等)、 演習場管理</p> <p>「管理」の内容が必ずしも明らかではないが、いわゆるアウトソーシングについては、例えば、ボイラー、空調及び集中監視制御システム等の保守点検、庁舎等清掃、防災監視、面会受付、演習場管理等については、既に一部の駐屯地等において民間委託を実施しているところ。これら以外の分野については、有事等の際の対応、秘密保全等から民間への委託が不適当な場合を除き民間への委託の可能性を検討することとしている。</p>   | <p>有事等の際の対応、秘密保全等から民間への委託は不適当。</p>   | - |  | - |             |  |   |
|   | c,d | <p>(防衛庁)<br/>3. 自動車整備工場</p> <p>自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理を所用に応じ確実に行うことが必要であるが、有事がその性質上、戦時行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、そのような事態において、民間事業者による役割の提供を常に期待し得るものではないと考える。自衛隊の保有する防衛戦車等の維持・整備についても、自衛隊の各部隊において、有事に必要とされる期間に戦時を継続するため、間断のない兵站が必要とされる場合には、自隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を有することとしている。このため、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施することが必要であり、これら車両整備の民間への委託は適当ではないと考える。他方、保有する車両を自ら整備できる自己完結能力を有する必要がある場合には、既に車両整備の民間委託を実施しているところであり、この点を踏まえ、更なる民間への委託の可能性について検討することとしている。</p>   | <p>有事の際に民間事業者による役割の提供を常に期待し得るものではない。</p>   | - | <p>該当する資料の存在の有無を確認中であり、現時点ではお答えすることはできない。なお、既に公開されているデータ等については、開示することは可能である。</p> | - |             |  |   |

|   |       |   |   |   |   |                      |                                       |   |   |
|---|-------|---|---|---|---|----------------------|---------------------------------------|---|---|
| 2 | 6     | <p>(総務省)</p> <p>行政相談業務は、行政苦情110番を始めとする全国の窓口において、相談を申し出た方の苦情等を、個々に受け付け解決する業務である。相談を受け付けた場合は、個別に相談内容を把握し、関係行政機関等に照会、あつせんすることにより、個別に苦情等を解決することを主眼としている。また、単に相談を電話受付するだけでなく、関係行政機関等への照会、あつせん結果の相談者に対する回答までを責任を持って一貫して行うものである。したがって、本事業提案者が前提とするように、苦情を「国民の声」として、広く一般的に聴いてその内容を分析、報告する性格のものではなく、国の行政相談制度について、事実誤認があるのではないかと考えられる。</p> <p>なお、行政評価局への問い合わせ受付業務(電子メール)については、確かに行政評価局において「国民の声」を受け付けているが、実態として、現在、行政評価局のホームページ上で受け付けている意見等の件数は、月に数件程度であり、相当量の「国民の声」を集め、分析・報告するような業務ではなく、その点に事実誤認があると考えられる。</p>   |   |   |   |                      | 「行政評価局」                               | <p>「現行の行政評価局の問題点」</p> <p>「現在総務省行政評価局が実施している下記の行政評価業務」</p> <p>「行政苦情110番」；行政評価苦情受付業務(電話)</p> <p>「行政評価対象地域の住民と密着しきれていないため、行政を改善すべき点の優先順位付けが難しい(些細な事務でも住民にとって緊急を要する事務に対し、その重要度合いがわかりにくい)」</p> <p>「本提案による改善点」</p> <p>「職員に行政評価対象地域住民をアルバイトとして積極活用するので、人件費が抑制できる」</p> <p>「行政評価対象地域住民を職員として採用するので、地域事情に精通した「専門家」が、精度の高い行政改善点の優先順位付けをすることができる。</p> |   |
| 2 | 7     | <p>(総務省)</p> <p>1 選挙啓発は、公職選挙法第6条に、総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会等の責務として規定されている。選挙の際における投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知徹底させることは、もとより選挙管理機関として本来の責務である。投票率を向上させるためには、政党や候補者が争点を明確にし、活発な選挙運動を行って国民に訴えていくことが基本と考えられ、さらには投票率には候補者の数や選挙当日の天候、争点など様々な要因が総合的に影響するものと言われており、その具体的な効果が見えにくいものである。総務省における選挙啓発は、投票率向上のための企画を複数の広告代理店から募集し、一番良い企画を提出した広告代理店とパートナー方式により一から検討を重ねており、指摘のあった「自由な発想が期待できる民間組織による創意工夫」は既に鋭意取り入れられているところ。なお、選挙啓発に際しては、関係省庁や地方団体との密接な連携が不可欠であるが、これらの連携は民間団体では困難と思われる。</p> <p>2 選挙啓発は、候補者等の選挙運動に影響することはあってはならない。このため、選挙啓発を実施する団体は不偏不党の立場になくはならないが、その中立性の担保は極めて困難である。なお、現在、選挙啓発の一部を(財)明るい選挙推進協会に委託しているが(なお、当該団体に補助金を交付しているとの指摘は事実誤認)、当該団体は昭和27年の公明選挙運動に端を発し、以来中立不偏の立場を厳守しながら民間団体との連携の下、選挙啓発を実施している唯一の団体であり、また、総務省所管の公益法人であることから、中立性を担保しているものと認められているところである。また、当該団体が広告代理店等に再委託しているとの指摘であるが、当該団体は広告代理店等の意見を取り入れつつも、自体が主体となって実施しており、民間団体が直接選挙啓発を実施することは性質が異なるもの。</p> <p>3 選挙啓発に際し、公職選挙法第6条第1項の趣旨に著しく反した行為は選挙の無効原因となりうるものと解されている(昭28.6.1東京高裁判決等)。本来の選挙啓発ができなかったことにより、例えば、参政権を行使できなかった等の選挙争訟が起れば、選挙無効にもなりかねないことも考えられる。結果によっては再選挙となり、莫大な費用、労力、時間等を要することになるとともに、有権者への信用失墜にも繋がることになる。このことから、選挙啓発はこうした事態にならないよう公正・中立に実施する必要があるとともに、万が一こうした事態が発生した場合にも対応できる体制や信用等が必要であるが、民間団体にこれらを求めるのは現実的ではない。</p> | <p>選挙啓発事業は、公職選挙法第6条において総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会の責務として規定されている。</p> <p>なお、公職選挙法施行令第133条は総務大臣又は中央選挙管理会が常時啓発事業を委託する際の規定であり、民間団体による選挙啓発を妨げているものではない。</p>  |   |   | 選挙啓発事業               | 常時啓発・臨時啓発・国民運動推進(選挙浄化)                |   | <p>1. 国政・地方選挙を問わず投票率の長期低迷傾向に対し、有権者の立場から見ると、現行の選挙啓発事業は効果をあげていない。その事業内容は、有権者の投票選択に資する情報に乏しい選挙公報や旧態依然としたティッシュ配布など、有権者の視点から欠ける上、その意図変化にも対応していない。よって、前例踏襲に陥りがちな行政によらず、自由な発想が期待できる民間組織による創意工夫が必要。選挙啓発活動を行っているNPOやコンサルティング会社等に門戸を開けば、選挙公報やティッシュ配布など旧態依然とした手法以外に、新しい形態での情報提供や公開討論会を開催するなど有権者のニーズに即した選挙啓発活動の余地が生まれる。その結果、投票率向上も期待できる。</p> <p>2. 左記事業の一部は民間法人である「明るい選挙推進協会」が補助金を受けて受託している。その年間収入1,155,699千円のうち、78%=898,786千円が総務省からの補助金・委託費等(15年度明るい選挙推進委託事業)。また、再補助・再委託等の割合は86.9%で、広告代理店・運送会社・印刷会社が受託している。つまり、実質的に民間企業が事業のほとんどを行っている。従って、実質的に民間事業者が行っている事業が介在する余地は無い。</p> <p>また、同協会が独占的に受注している実態も問題が大きい。門戸は広く、そして受注手続きは透明性を確保すべき。</p> |
| 2 | 8     | <p>(法務省)</p> <p>【司法試験関係】</p> <p>(モデル事業として実施できない理由)</p> <p>司法試験法の一部改正により、新たな司法試験が平成18年度から実施されるため、現在、同試験の実施業務の内容等について、検討を行っているところである。</p> <p>(検討の状況及び今後の具体的な方針)</p> <p>司法試験委員会が直接実施すべき業務(問題作成、採点等)以外の業務について、民間委託を行うことを検討している。</p> <p>(実施予定時期)</p> <p>未定</p> <p>(その時期となる理由)</p> <p>現在、新たな司法試験の実施業務の内容等について、検討を行っているところである。</p>   | 特になし  | 未定(現在、新たな司法試験の実施業務の内容等について、検討を行っているところである。)   | 未定  | 各府省が実施している国家資格試験関連事務 | 各府省が実施している国家資格試験の関連事務(広報、受付、会場・人員手配等) | 各府省が実施している国家資格試験の関連事務(広報、受付、会場・人員手配等) 対象:法務省(司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験)、金融庁(公認会計士試験)、特許庁(弁理士試験)   | 国家試験の実施に係る広報・受付・会場・人員手配等の事務は、軽量の余地のない定型の事務といえます。これらの試験関連事務を民間に委託することにより、試験運営コストを大幅に削減し、国民の受験料・検定料負担の軽減を図ることが期待できます。   |
|   | b     | <p>(法務省)</p> <p>【司法書士、土地家屋調査士試験関係】</p> <p>(モデル事業として実施できない理由)</p> <p>市場化になじむかどうかを含めた検討を行う必要がある上、平成17年度における試行的導入は、既に平成17年度試験の各種作業を開始している上、年度前半にかなりの作業が集中することから、日程的に困難である。</p> <p>(検討の状況及び今後の具体的な方針)</p> <p>国家試験については、年に1度実施されるものであるところ、この実施に不手際があった場合には、受験者に取り返しのつかない損害を及ぼすこととなるため、市場化テストの対象とすることがについては、市場化することができるかどうかを含め、慎重に検討したい。</p> <p>(実施予定時期)</p> <p>未定</p> <p>(その時期となる理由)</p> <p>今回、新たに、市場化になじむかどうかを含めた検討を開始するため、実施予定時期については、未定である。</p>   | なし  | 未定(今後、市場化の可否を含め、検討に着手するため、現段階では未定である。)  | <開示する情報>本業務を実施する直接的・間接的費用(活動基準原価計算等の考え方をうけて算出したもの)  | なし                   |                                       |   |   |
|   | DおよびC | <p>(金融庁)</p> <p>公認会計士試験の関連事務については以下のとおり。</p> <p>・広報について、現在試験に関する広報としてはホームページへの掲載手続きを民間業者へ委託しているが、それ以外に特に民間業者への委託は行っていない。</p> <p>・受付については、受験者から提出される試験科目の免除申請や実務経験を満たしたことの報告書の受理時における提出書類の審査において、試験科目の免除の要件を満たすかどうか、また、実務経験を満たしたことを確認できるかどうかを個別のケースに応じて判断の必要があり、民間への委託は不適当である。</p> <p>・人員手配について、試験会場での立会補佐官はすでに民間の派遣業者を活用している。</p>   | <p>公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会がこれを行うこととされている。(公認会計士法第15条)</p> <p>公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としており(公認会計士法第1条)、その意味から公認会計士のみが行うことのできる監査証明業務は、極めて公的な性格を有し、その資格の付与については、厳正かつ公正に行われる必要があるため、公的な機関である公認会計士・監査審査会が責任をもって実施していく必要がある。</p> |   | 提案事項については、民間へ委託済みあるいは民間への委託が不適当であることから、本業務に要する直接的間接的費用の情報の開示は必要ないと思われる。   |                      |                                       |   |   |
|   | b     | <p>(金融庁)</p> <p>・会場の手配については民間に委託することも考えられる。</p>   | <p>公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会がこれを行うこととされている。(公認会計士法第15条)</p> <p>公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としており(公認会計士法第1条)、その意味から公認会計士のみが行うことのできる監査証明業務は、極めて公的な性格を有し、その資格の付与については、厳正かつ公正に行われる必要があるため、公的な機関である公認会計士・監査審査会が責任をもって実施していく必要がある。</p> | ・官民間の競争条件均一化措置として実施する事項、実施予定時期については、市場化テストの対象とすべきかどうかという点も含めて検討する必要があるため、現段階においては提案事項への対応は不可能である。 | ・直接的間接的費用の開示に当たっては正確にコストを把握する必要があるが、平成18年より新制度での試験が実施されることに伴い、会場手配にかかる業務量等の算定が難しく、当該事業に関する費用を正確に積算することが困難と考えられるため、当該費用を開示することは適当でないと思われる。 |                      |                                       |   |   |
|   | e     | <p>(経済産業省)</p> <p>弁理士試験は、工業所有権審議会が試験を行うよう法定されている(弁理士法第11条第1項)が、これは、国家試験である弁理士試験の運営の公正性・中立性の確保、試験事務の適正かつ確実な実施が必要であるからである。</p> <p>この現行制度において、公正性・中立性の確保、試験事務の適正かつ確実な実施に影響がないと判断される業務を委託することを妨げるものではなく、既に、受験関連の電子化等の民間委託を行っている。今後とも、試験の公正性・中立性の確保、試験事務の適正かつ確実な実施の範囲内で更に民間委託の範囲を拡大する予定。</p> <p>&lt;民間委託予定業務&gt;</p> <p>試験会場の確保及び試験当日の会場設置(17年度の試験会場については既に手配済み)</p> <p>試験当日の監督補助員の確保及び試験監督補助員業務</p> <p>以上2業務については、民間委託の方向で、検討を進めている。</p>  |   |   |   |                      |                                       |   |   |

|   |    |      |   |  |  |   |  |                           |  |   |
|---|----|------|---|--|--|---|--|---------------------------|--|---|
| 2 | 9  | d    | <p>(国土交通省)<br/>国土交通省が行う福利厚生事業については、健康診断の実施、健康管理の記録及びメンタルヘルス対策等、既に外部委託を実施している。</p>   |  |  |   |  | 福利厚生事業                    | <p>国等(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。)各府省等が独自に行っている福利厚生事業。<br/>( 国土交通省・文部科学省・法務省・厚生労働省)</p> | <p>既に一部の中央省庁では実施している福利厚生アウトソーシングを活用することにより下記効果あり。さらに各地方支分部局や地域の行政との連携により地域における福利厚生メニューの開発をすることで、地域活性化が副次的な効果をおよぼしている。<br/>&lt;福利厚生アウトソーシング効果(一例)&gt;<br/>多様化する職員又は共済組合員のニーズへの対応が可能(一定の経費枠で多様な福利厚生サービス提供が可能)<br/>煩雑な事務作業の軽減<br/>(予約受付代行、補助金管理、情報告知等)<br/>システムインフラの提供<br/>(補助金管理システムによる精算代行、認証システム等)<br/>地域間格差の是正<br/>地域毎の福利厚生メニューを開発することで各府省、行政が関わっている「地域活性化事業」とも繋がることとなる。</p> |
|   |    | c, d | <p>(文部科学省)<br/>現行制度上特段の規制は設けておらず、民間事業者の参入は既に法人の判断により可能となっています。<br/>なお、福利厚生事業については、既に合理的・効果的にアウトソーシングを行っている共済組合もあります。<br/>また、法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については当該法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>   |  |  |   |  |                           |  |   |
|   |    | b    | <p>(法務省)<br/>【モデル事業として実施できない理由】<br/>1 費用対効果につき検証ができていない。<br/>2 現在実施している事業の廃止又は継続につき検討が必要。<br/>3 組合員のニーズの把握ができていない。<br/>【検討主体及び検討状況】<br/>検討主体は法務省共済組合であるが、現在は未検討の状態。<br/>【今後の方針及び実施予定時期】<br/>現在は、委託に要する経費を確保するに至っておらず、個別具体的な案件を精査・検討の上、組合員の合意を得ることが必要であり、それにより、実施の可能性が考えられる。</p>   | 特になし   | 特になし   | 現行の福利厚生事業にかかる費用については、開示可能   | 福利厚生事業(共済組合にかかる業務に限る)の監督官庁は、財務省である。  |                           |  |   |
|   |    | d    | <p>(厚生労働省)<br/>共済組合の福祉事業については、一部の府省において、既に民間委託している事例があることもあり、民間事業者の参入を阻害しているとは考えていない。<br/>また、当省の共済組合の福祉事業についても、費用対効果等を考慮した上で、その一部を既に民間委託していることから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないものと考えている。</p>  |  |  |   |  |                           |  |   |
| 2 | 10 | b    | <p>(外務省)<br/>現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に委託して実施している難民支援事業のメインの事業であるインドシナ難民定住支援事業は、平成17年度末をもって終了することになっており、現在、外務省及びアジア福祉教育財団(難民事業本部)では調整を図りながら、平成17年度末のインドシナ難民定住支援事業の円滑な終了に向け所要の作業を行っている状況にある。<br/>また、インドシナ難民定住支援事業の終了に向けた作業と併せ、平成18年度以降の難民支援の具体策について外務省では、「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、同決定において、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>「インドシナ難民対策の拡充・強化について」(昭和54年7月13日付閣議了解)においてインドシナ難民に対する具体的な定住支援策(日本語教育、職業訓練、職業紹介等)の実施が決定され、この閣議了解を受けた「アジア福祉教育財団に対する定住促進事業の委託について」(昭和54年10月5日付内閣インドシナ難民対策連絡調整会議決定)により、インドシナ難民に対する定住支援はアジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施することとされている。<br/>また、難民行政監察による勧告(昭和57年7月)により、難民認定申請中の者で衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し必要な保護を行うことという勧告がなされ、翌年から外務省が予算措置の上、難民認定申請者に対する保護措置を実施し、平成7年度からアジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務を委託している。<br/>さらに、「難民対策について」(平成14年8月7日付閣議了解)において従来からインドシナ難民に対して実施している定住支援策、条約難民に対しても実施することとされ、この閣議了解を受けた「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」(平成14年8月7日付内閣難民対策連絡調整会議決定)により、定住支援策はアジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施することとされている。<br/>なお、平成18年度以降の難民支援について、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>平成18年度以降の難民支援について、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>平成16年度、外務省のアジア福祉教育財団(難民事業本部)に対する委託費予算は、639,770千円であり、この委託費のほか定住支援を実施している国際救援センターの土地借料予算211,853千円がある。なお、国際救援センターは平成17年度末をもって閉所する予定である。</p> | <p>平成18年度以降の難民支援について、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>政府開発援助インドシナ難民等救援業務</p> | <p>現在、外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に委託して実施している難民支援事業</p>   | <p>現在の外務省が随意契約により、一貫して財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部のみが事業の実施主体となっているが、これを民間のNPO等知見と経験を有する団体が実施することにより、コストの削減、難民へのサービスの拡充といった点で改善が図りえると考えられるため。</p>   |
| 2 | 11 | b    | <p>(外務省)<br/>現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に委託して実施している難民支援事業のメインの事業であるインドシナ難民定住支援事業は、平成17年度末をもって終了することになっており、現在、外務省及びアジア福祉教育財団(難民事業本部)では調整を図りながら、平成17年度末のインドシナ難民定住支援事業の円滑な終了に向け所要の作業を行っている状況にある。<br/>また、インドシナ難民定住支援事業の終了に向けた作業と併せ、平成18年度以降の難民支援の具体策について外務省では、「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、同決定において、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>「インドシナ難民対策の拡充・強化について」(昭和54年7月13日付閣議了解)においてインドシナ難民に対する具体的な定住支援策(日本語教育、職業訓練、職業紹介等)の実施が決定され、この閣議了解を受けた「アジア福祉教育財団に対する定住促進事業の委託について」(昭和54年10月5日付内閣インドシナ難民対策連絡調整会議決定)により、インドシナ難民に対する定住支援はアジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施することとされている。<br/>また、難民行政監察による勧告(昭和57年7月)により、難民認定申請中の者で衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し必要な保護を行うことという勧告がなされ、翌年から外務省が予算措置の上、難民認定申請者に対する保護措置を実施し、平成7年度からアジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務を委託している。<br/>さらに、「難民対策について」(平成14年8月7日付閣議了解)において従来からインドシナ難民に対して実施している定住支援策、条約難民に対しても実施することとされ、この閣議了解を受けた「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」(平成14年8月7日付内閣難民対策連絡調整会議決定)により、定住支援策はアジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施することとされている。<br/>なお、平成18年度以降の難民支援について、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>平成18年度以降の難民支援について、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>平成16年度、外務省のアジア福祉教育財団(難民事業本部)に対する委託費予算は、639,770千円であり、この委託費のほか定住支援を実施している国際救援センターの土地借料予算211,853千円がある。なお、国際救援センターは平成17年度末をもって閉所する予定である。</p> | <p>平成18年度以降の難民支援について、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき検討を重ねており、関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めるとされていることから、現在、アジア福祉教育財団(難民事業本部)での委託業務実施にあたり、民間支援団体にも部分的に参画いただき、経験作り・実績作りに役立てていただいているところである。</p> | <p>政府開発援助インドシナ難民等救援業務</p> | <p>現在、外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に委託して実施している難民支援事業</p>   | <p>現在の外務省が随意契約により、一貫して財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部のみが事業の実施主体となっているが、これを民間のNPO等知見と経験を有する団体が実施することにより、コストの削減、難民へのサービスの拡充といった点で改善が図りえると考えられるため。</p>   |

|   |     |   |  |  |  |             |  |  |
|---|-----|---|--|--|--|-------------|--|--|
| 2 | 1 2 | <p>(国税庁)</p> <p>1. 国税債権は、公共サービスの提供に必要な資金を調達することを目的とし、これに関連して一方的・権力的課徴金の性質をもち、特別の給付に対する反対債権の性質を持たないという特性がある。このため、国税の徴収は、国税徴収法の規定に基づき、国税職員による家屋の捜索や財産の差押え等の自力執行権の下で行っており、民間の債権回収と自ずと異なっている。このため、官と民を競争させる市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> <p>2. 滞納整理に当たっては、個々の滞納者の実情に応じた処理(納付計画の指導及びその履行監視、質問検査権の行使、捜索・差押えの着手等)の見極めを行うとともに、時期を逸することなく、公権力の行使を含む臨機の措置をとっているところであり、公権力の行使とそれ以外の部分は一体不可分であり、当該部分のみを切り離し市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> <p>3. 国税の徴収事務を民間に委託する場合の問題点としては、以下の点が考えられる。<br/>                 (1) 受託企業に納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供するといった場合、納税者等からの情報提供など調査徴収事務への協力が得られにくくなるといった、税務行政面に対し重大な影響を及ぼすおそれがある。<br/>                 また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示しないことも考えられる。<br/>                 (2) 受託会社やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反になる。<br/>                 (3) 民間企業であるが故に利潤を追求し、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事業等への徴収を後回しにすることが考えられ、公平な徴収が確保されないと考えられる。</p> | <p>1. 国税徴収法第2条第11号は「徴収職員」を「税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員」としているが、適正かつ公平な徴収の執行を行うため、「徴収職員」が行うものとしたものである。</p> <p>2. 財務省設置法第20条により、国税庁は内国税の賦課及び徴収に関する事務をつかさどることとされている。これは、国税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うには、行政組織である国税庁が適しているためと考えられる。</p>  |  | <p>・本業務に要する直接的間接的費用や税金徴収について関連する費用に関する情報として、開示可能な情報なし。<br/>                 (理由) 滞納整理事務は徴収担当職員だけでなく、課税担当職員による税務調査等により把握された資料情報等の活用や課税担当職員等による納付しようなどと、全庁的に取り組んでいるところであり、滞納整理事務に係る費用を抽出・算定することは不可能。<br/>                 ・国税の滞納件数・金額や徴収状況に関する情報として「租税滞納状況」を随時開示(国税庁HPや国税庁統計年報書に掲載)している。</p> | 国税の徴収に関する事務 | 現在国税局の集中電話報告センターや各税務署が行っている国税滞納者に対する文書・電話による報告事務及び、国税局・税務署が実施している現地調査や強制換債手続等の支援事務 | 現在国税局や税務署が行っている国税滞納者に対する文書・電話報告及び、現地調査や強制換債手続等の支援事務を、専門性を有する司法書士に委ねることにより、税務行政事務の簡素効率化とそれに伴う経費削減が実現できます。事務の簡素効率化によって、悪質・処理困難事案に対する十分な事務量の確保を図り、全体として効率的・効果的な滞納整理を遂行していくことが可能となります。 |
| 2 | 1 3 | <p>(国税庁)</p> <p>1. 国税債権は、公共サービスの提供に必要な資金を調達することを目的とし、これに関連して一方的・権力的課徴金の性質をもち、特別の給付に対する反対債権の性質を持たないという特性がある。このため、国税の徴収は、国税徴収法の規定に基づき、国税職員による家屋の捜索や財産の差押え等の自力執行権の下で行っており、民間の債権回収と自ずと異なっている。このため、官と民を競争させる市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> <p>2. 滞納整理に当たっては、個々の滞納者の実情に応じた処理(納付計画の指導及びその履行監視、質問検査権の行使、捜索・差押えの着手等)の見極めを行うとともに、時期を逸することなく、公権力の行使を含む臨機の措置をとっているところであり、公権力の行使とそれ以外の部分は一体不可分であり、当該部分のみを切り離し市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> <p>3. 国税の徴収事務を民間に委託する場合の問題点としては、以下の点が考えられる。<br/>                 (1) 受託企業に納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供するといった場合、納税者等からの情報提供など調査徴収事務への協力が得られにくくなるといった、税務行政面に対し重大な影響を及ぼすおそれがある。<br/>                 また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示しないことも考えられる。<br/>                 (2) 受託会社やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反になる。<br/>                 (3) 民間企業であるが故に利潤を追求し、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事業等への徴収を後回しにすることが考えられ、公平な徴収が確保されないと考えられる。</p> | <p>(法務省)</p> <p>司法書士の業務については、司法書士法第3条において、登記又は供託に関する手続について代理すること、法務局又は地方方法務局に提出する書類を作成すること、法務局又は地方方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること、裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること、から、までの事務について相談に応ずること、及び、法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における手続の代理等と定められている。<br/>                 これらは、司法書士試験の内容等に照らすと、妥当な業務範囲であるとされている。</p> |  | <p>・本業務に要する直接的間接的費用や税金徴収について関連する費用に関する情報として、開示可能な情報なし。<br/>                 (理由) 滞納整理事務は徴収担当職員だけでなく、課税担当職員による税務調査等により把握された資料情報等の活用や課税担当職員等による納付しようなどと、全庁的に取り組んでいるところであり、滞納整理事務に係る費用を抽出・算定することは不可能。<br/>                 ・国税の滞納件数・金額や徴収状況に関する情報として「租税滞納状況」を随時開示(国税庁HPや国税庁統計年報書に掲載)している。</p> | 遅延債権の徴収     | 国税、社会保険等の徴収率アップを図りながら業務費用の削減(効率化)を目的として徴収に関わる調査業務(架電、書類送付等)の実施ノウハウを有する民間事業者が実施する提案 | 督促業務に関わる下記の業務について民間事業者の効率的、連関的な受託を実現したい。<br>督促状の送付業務<br>架電業務<br>不明者の調査業務<br>2次督促業務<br>訴訟、執行手続業務<br>差押え業務   |
|   | a   | <p>(厚生労働省)</p> <p>国民年金、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、国民年金の徴収業務のうち非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。</p>   | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法、厚生年金保険法及び健康保険法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。   |  |  |             |  |  |
| 2 | 1 4 | <p>(国税庁)</p> <p>1. 国税債権は、公共サービスの提供に必要な資金を調達することを目的とし、これに関連して一方的・権力的課徴金の性質をもち、特別の給付に対する反対債権の性質を持たないという特性がある。このため、国税の徴収は、国税徴収法の規定に基づき、国税職員による家屋の捜索や財産の差押え等の自力執行権の下で行っており、民間の債権回収と自ずと異なっている。このため、官と民を競争させる市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> <p>2. 滞納整理に当たっては、個々の滞納者の実情に応じた処理(納付計画の指導及びその履行監視、質問検査権の行使、捜索・差押えの着手等)の見極めを行うとともに、時期を逸することなく、公権力の行使を含む臨機の措置をとっているところであり、公権力の行使とそれ以外の部分は一体不可分であり、当該部分のみを切り離し市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> <p>3. 国税の徴収事務を民間に委託する場合の問題点としては、以下の点が考えられる。<br/>                 (1) 受託企業に納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供するといった場合、納税者等からの情報提供など調査徴収事務への協力が得られにくくなるといった、税務行政面に対し重大な影響を及ぼすおそれがある。<br/>                 また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示しないことも考えられる。<br/>                 (2) 受託会社やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反になる。<br/>                 (3) 民間企業であるが故に利潤を追求し、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事業等への徴収を後回しにすることが考えられ、公平な徴収が確保されないと考えられる。</p> | <p>1. 国税徴収法第2条第11号は「徴収職員」を「税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員」としているが、適正かつ公平な徴収の執行を行うため、「徴収職員」が行うものとしたものである。</p> <p>2. 財務省設置法第20条により、国税庁は内国税の賦課及び徴収に関する事務をつかさどることとされている。これは、国税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うには、行政組織である国税庁が適しているためと考えられる。</p>  |  | <p>・本業務に要する直接的間接的費用や税金徴収について関連する費用に関する情報として、開示可能な情報なし。<br/>                 (理由) 滞納整理事務は徴収担当職員だけでなく、課税担当職員による税務調査等により把握された資料情報等の活用や課税担当職員等による納付しようなどと、全庁的に取り組んでいるところであり、滞納整理事務に係る費用を抽出・算定することは不可能。<br/>                 ・国税の滞納件数・金額や徴収状況に関する情報として「租税滞納状況」を随時開示(国税庁HPや国税庁統計年報書に掲載)している。</p> | 債権回収事業      | 国税庁(税務署)が実施している国税未納者に対する回収受託事業   | 「国税未納者」に対する回収対応は、国税庁の職員等の不足もあり、思うように進んでいないのが現状だと推察される。この回収業務を経験豊富な民間サービスへ委託することにより、大幅に回収が進むと思われる。例えば、平日はもろろん土曜・日曜・祝日も平日同様に夜間架電(8時～21時まで)を実施することにより、未納者との連絡がとれ、支払いにつながっていくと思われる。    |
|   |     |   | <p>(法務省)</p> <p>要望管理番号2-4に同じ</p>   |  |  |             |  |  |

|              |  |   |   |   |  |  |   |
|--------------|--|---|---|---|--|--|---|
| <p>2 1 5</p> | <p>c</p>   | <p>(国税庁)<br/>(滞納整理関係)<br/>1. 受託企業に納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供することした場合、納税者等からの情報提供など調査徴収事務への協力が得られにくくなるといった、税務行政面に対し重大な影響を及ぼすおそれがある。<br/>また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示しないことも考えられる。<br/>2. 滞納整理に当たっては、個々の滞納者の実情を応じた処理(納付計画の指導及びその履行監視、異同検査権の行使、捜索・差押えの着手等)の見極めを行うとともに、時期を逸することなく、公権力の行使を含む臨機を講じているところであり、公権力の行使とそれ以外の部分は一体不可分である。<br/>3. 受託会社やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反になる。<br/>4. 民間企業であるが故に利潤を追求し、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事業関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収を後回しにすることや、滞納者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することを担保する措置を講ずることは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられる。<br/>5. 国税債権は、公共サービスの提供に必要な資金を調達することを目的とし、これに関連して一方的・権力的課徴金の性質をもち、特別の給付に対する反対債権の性質を持たないという特性がある。このため、国税の差押え等の滞納処分は、国民の権利義務に直接影響を及ぼす度合いが極めて強い国家固有の公権力の行使であり、このような事務を市場化テストの対象とすることはなじまないと考える。<br/>また、提案された国税の徴収の事務についても、他の滞納整理事務と一体として行われているものであるため、当該部分のみを切り離し市場化テストの対象とすることはなじまないと考えられる。</p> | <p>1. 国税徴収法第2条第1号は「徴収職員」を「税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員」としているが、適正かつ公平な徴収の執行を行うため、「徴収職員」が行うものとしたものである。<br/>2. 財務省設置法第20条により、国税庁は内国税の賦課及び徴収に関する事務をつかさどることとされている。これは、国税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うには、行政組織である国税庁が適しているためと考えられる。</p> | <p>・本業務に要する直接的間接的費用や税金徴収について関連する費用に関する情報として、開示可能な情報なし。<br/>(理由)滞納整理事務は徴収担当職員だけでなく、課税担当職員による税務調査等により把握された資料情報等の活用や課税担当職員等による納付しようなどと、全庁的に取り組んでいるところであり、滞納整理事務に係る費用を抽出・算定することは不可能。<br/>・国税の滞納件数・全額や徴収状況に関する情報として「租税滞納状況」を随時開示(国税庁HPや国税庁統計年報書に掲載)している。</p> | <p>「税金収納事業」</p>  | <p>「税金の徴収に関する事務」</p>   | <p>「税金の徴収について、これを民間が、未納分の回収作業、及び、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することとすれば、支払方法の多様化など決済、遅延解消などの点で改善が図り得る。」</p>  |
| <p>c</p>     | <p>(国税庁)<br/>(カード決済・コンビニ納付関係)<br/>1. 市場化テストの目的は、公共サービスを官民で競争入札し、価格・質両面で優れた主体が提供されるものと思われるが、提案内容は納付手段の多様化を図るものであり、既存の納付手段をこれにより廃止するものではないと考えられる。このため、提案内容は市場化テストにはなじまないと考えられる。<br/>2. また、国税の納付については、金融機関(日銀歳入代理店)又は税務署の窓口で納付書に現金を添えて納付しなければならないこととされているため、クレジットカードやコンビニエンスストアによる納付方法はとれないことから、市場化テストにはなじまないと考えられる。<br/>3. なお、現行のクレジットカードの仕組みやコンビニエンスストアでの支払いの仕組みを国税に当てはめると、クレジットカードの提示時点と入金時点が相違すること、あるいはコンビニエンスストアでの支払時点と国庫への入金時刻が相違することから、提示や支払い時点では納付にならないことに加え、その間の延滞料などの負担や入金までのリスク、更に手数料の負担など問題が多い。<br/>さらに、国税については、納税者が自ら申告して税額が確定する申告納税制度となっており、地方税のような賦課課税ではないため、納付書の情報をあらかじめバーコード化できず、バーコードを活用したコンビニエンスストアでの納付は困難である。</p> | <p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。いずれも法令によって定められており、クレジットカードでの納付やコンビニエンスストアでの納付は認められていない。<br/>また、納税者本人でなく第三者による納付が認められている。</p>  | <p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用やコンビニエンスストアでの納付が見込まれる個人に関しては、振替納税が7~8割の割合で利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。従って、納税者自身が手数料等を負担してまで、上記以外の納付方法を選択するか不明である。</p>     | <p>国税の収納事務の大部分は、金融機関である日本銀行代理店又は日本銀行歳入代理店で行われており、費用の算定困難であることから、開示すべき情報は無い。</p>   | <p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用やコンビニエンスストアでの納付が見込まれる個人に関しては、振替納税が7~8割の割合で利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。</p> |  |   |
|              |  | <p>(法務省)<br/>【現行の法規制等の内容について】<br/>弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現とを使命とし、ひろく法律事務全般を行うことを職務とするものとして、わが国の法律秩序が形成されているのであるが、弁護士法第72条は、弁護士でない者が他人の法律事件に介入することを業とすれば、当事者その他関係人らの利益を損ね、国民の公正な法律生活を侵害し、ひいては法律秩序を害することになるから、これを禁止するために設けられたものであり、当該規定は、現在においても合理性、必要性を有する規定と考えている。税金の徴収に関する事務は法律事件に該当するものである。<br/>ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないとしており(弁護士法第72条後段)、他の法律に定めを置く場合には、同法自体の改正は必要ないものと思料する。<br/>また、債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。税金は特定金銭債権ではない。<br/>【関連する規制改革措置の内容】<br/>【司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号)において、弁護士法第72条の例外が弁護士法以外の法律に存することを同条ただし書に明記した(平成16年4月1日施行)。<br/>また、債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。</p>  |   |   |  |  |   |
| <p>2 1 6</p> | <p>c</p>   | <p>(財務省)<br/>「税務署等のバックオフィス業務」といわれるものが、包括的な公共サービスの民営化や民間譲渡等を念頭に考えているのならば、次のような点から市場化テストの対象にすることにはなじまない。<br/>税務署では、税申告納税制度に基づき納税者等より提出された申告書、各種資料情報を管理・蓄積するとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては、各税法に基づく異同検査権等行使して的確な調査等を実施し、更に納期限に納付を行わない納税者に対して滞納処分を実施するといった業務を一体として行っており、公権力の行使に基づくものとそれ以外の部分とは不可分一体のものである。<br/>納税者の取引や財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を民間事業者が処理することとなった場合、納税者等からの情報提供や調査徴収事務への協力が得られにくくなることも考えられる。</p>  |   |   |  | <p>税務署等のバックオフィス業務</p>  | <p>申請者、来所者、納税者の持参資料とデータベースの照合作業</p>   |
| <p>2 1 7</p> | <p>c</p>   | <p>(財務省)<br/>&lt;官報&gt;<br/>官報はいかなる社会・経営環境にあっても一時の過渡もなく安定的かつ確実に製造する必要があるとともに、発行前に情報が漏えいした場合には、市場からの撤退や損害賠償では修復できない損害、信用の失墜が生じるとともに、国民に大きな不利益を及ぼすことから、法令に基づく秘密保持等、厳格な秘密管理体制が必要である。<br/>官報の編集、印刷及び普及については、明文上、国立印刷局の独占とされているわけではないが、国立印刷局法第20条において、官報の適切かつ確実な印刷のために閣内総理大臣から緊急の要請があった場合には、国立印刷局は速やかに要請された措置を講じなければならないこととされていることから、何らの法的根拠もなく官報の編集等を民間に包括委託することは問題が多いと考えられる。<br/>以上のことから、市場化テストは不適当である。</p>  | <p>独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)第20条第2項及び第3項</p>  | <p>市場化テストは不適当と考えられており、開示できる情報は無い。</p>   |  | <p>独立行政法人国立印刷局の事業のうち、「情報製品事業(官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行)」を移管する。<br/>独立行政法人国立印刷局の事業のうち、「情報製品事業(官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行)」を移管する。<br/>セキュリティ製品事業(日本銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等の製造)は印刷局に残し、造幣局との統合を行い、通貨の一元発行を担う。<br/>売上高(15年度)：セキュリティ製品事業 68,918,799(千円)情報製品事業 18,603,713(千円)。<br/>セキュリティ製品は、従来どおり印刷局の業務とするが、年間186億円の官報、法令全書、白書等の情報製品の事業に関しては、民間でも編集、印刷、刊行できるものと考ええる。<br/>また政府刊行物サービスセンターについても、民間委託する。<br/>したがって、国立印刷局の業務のうち、情報製品事業については、中小印刷事業者の共同、政府刊行物サービスセンターの販売事業は、地域の書店に委託することを提案する。</p> | <p>その理由は、民間でも十分実施できる印刷物を独立発行し民営を圧迫していること、人件費コストが常勤職員4907名(平均年齢43.2歳)平均給与額5980千円となり、今後も高コスト体質は変わらないからである。また、将来的には、独立行政法人国立印刷局と、同じく通貨制度の安定に寄与することを目的とする独立行政法人造幣局を統合し、銀行券・貨幣の製造、銀行券・貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、効率的かつ効果的な事業展開を図るための布石である。</p> |

|             |   |  |  |  |   |                                     |   |   |
|-------------|---|--|--|--|---|-------------------------------------|---|---|
|             | <p>c</p> <p>&lt;内閣所管の機密文書&gt;<br/>内閣所管の機密文書（法律案・政令案、施政方針演説及び皇室関係文書等）の製造は、明文上、国立印刷局の独占とされているわけではないが、公表までの間、機密保持の必要性が高く、徹底した秘密管理体制が必要であること及び国立印刷局第20条において、内閣所管の機密文書の適切かつ確実な印刷のために、緊急時における内閣総理大臣からの要請に速やかに応じる義務を国立印刷局に課していることから、何らの法的根拠もなく民間に包括委託することは問題が多いと考えられる。</p> <p>また、公表前に情報が漏えいした場合には、市場からの撤退や損害賠償では修復できない深刻な損害、信用失墜が生じるとともに、国民に大きな不利益を及ぼすことから、法令に基づく秘密保持等、厳格な秘密管理体制が必要である。</p> <p>以上のことから、市場化テストは不相当である。</p>  | <p>独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号）第20条第2項及び第3項</p>   |  | <p>市場化テストは不相当と考えており、開示できる情報はない。</p>  |   |                                     |   |   |
|             | <p>c</p> <p>&lt;予算書・決算書&gt;<br/>予算書および決算書は、内容が膨大であるうえ、間違いが許されないため程度の正確性が求められるものであることに加え、<br/>予算書については、毎年12月末に政府案を決定した後および1ヶ月以内に国会へ提出する、平成15年度以降の決算書については、国会から早期提出が求められており、本年は9月10日前後に会計検査院に送付する必要があるため、迅速かつ確実な印刷体制が必要である。<br/>（注）決算書の会計検査院への送付は財政法第39条の規定では11月30日まで、こうしたことから、予算書・決算書は、財務省及び各府庁会計課等に機器を設置し、専用回線により国立印刷局とのオンラインで完全自動化作成を実現している。<br/>（注）現行の予算書・決算書は、予算書作成システム及び決算書作成システムにより、財務省が原稿データ（電子データ）を国立印刷局に送信し、国立印刷局の写植システムにより、予算書・決算書の形式に変換し作成している。</p> <p>また、公表前に情報が漏えいした場合には、市場からの撤退や損害賠償では修復できない深刻な損害、信用失墜が生じるとともに、国民に大きな不利益を及ぼすことから、法令に基づく秘密保持等、厳格な秘密管理体制が必要である。</p> <p>以上のことから、市場化テストは不相当である。</p>  |  |  | <p>市場化テストは不相当と考えており、開示できる情報はない。</p>  |   |                                     |   |   |
|             | <p>d</p> <p>&lt;白書、その他の刊行物&gt;<br/>白書、その他の刊行物は、多くの府省において競争入札若しくは企画コンペの手段により発注先を選定しており、既に民間に開放されている状況にある。</p>  |  |  |  |   |                                     |   |   |
|             | <p>d</p> <p>&lt;政府刊行物サービスセンターの販売業務&gt;<br/>既に民間に委託して実施している。</p>   |  |  |  |   |                                     |   |   |
| <p>2 18</p> | <p>c</p> <p>（財務省）<br/>提案理由について<br/>日本万国博覧会記念公園は、以下の理由から公園事業を国営化の上、民間に開放することはできない。<br/>・通常のアミューズメントパークとは異なり、人工的な森をつくるという京都大学等との共同研究中であり、このような取組みは、日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が長年の経験とノウハウを有することから実施可能であるが、民間業者では共同研究が継続できないので、この森づくりが達成不可能となる。<br/>・指定管理者や包括的委託を行った民間業者が経営の失敗などの理由により、突然撤退する可能性もあるが、その場合、代行業者が直ちに見つかるとは限らないため、万博記念公園の継続的な維持管理の上で重大な支障をきたすおそれがある。（公園内に鈴木と希少生物などが存在しているため、万全の管理体制が必要である。）<br/>・機構の業務は多岐多様であり、委託可能な業務だけでも既に約50社と契約しているなど、これらの業務を指定管理者等が行うことは困難。（指定管理者制度を導入した都立公園の例では、主要業務について指定業者の再委託を禁止している。）<br/>日本万国博覧会の成功を記念するという観点から、公園事業と基金事業を一體的に実施することが不可欠であるものの、それぞれの事業により生じた収入については、それぞれの目的に応じて活用されるべきものである。<br/>なお、公園事業の運用については、公園事業に活用されるべきものであり、基金事業と合算することについては基金事業との明確な区分ができなくなるおそれがあることから、適当ではない。</p> <p>提案のあったスキームについて</p> <p>1. 国 民間<br/>・国の業務とした場合、大阪府出資分57.2億円や委託費についての予算措置は、新たな財政負担となるほか、包括的委託先への監督・検査に要する国の職員の増員が必要となるが、これらは国の減量化・行政改革に逆行し、到底認められない。</p> <p>2. 国 大阪府 民間<br/>・大阪府においても特殊法人等改革の際に検討した結果、国営又は府営によるのではなく独立行政法人によるものとしたところであり、平成15年10月に大阪府の出資も加えて独立行政法人が設立されたところである。<br/>・大阪府の業務とした場合、国出資分64.6億円や委託についての予算措置は、新たな大阪府の財政負担となるほか、包括的委託先への監督・検査に要する大阪府の職員の増員が必要であり、国の行政改革を地方に押し付けることとなり適当ではない。</p> | <p>・独立行政法人日本万国博覧会記念機構法<br/>（第3条）独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）は、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することを目的とする。</p> |  | <p>財務諸表は、独立行政法人通則法第38条において主務大臣への提出が規定されているが、財務諸表の詳細については含まれていないことから、機構への提出依頼が必要。なお、財務諸表の詳細の範囲が不明なため、機構から提出協力を得られない場合がある。</p> | <p>機構は、国はもとより大阪府から運営費交付金等の交付を受けていない独立採算制を前提とした独立行政法人であり、機構の業務は、既に約50社の民間業者と委託契約を実施しているように、民間開放について最大限の努力をしているところである。<br/>万博記念公園は、緑に包まれた文化公園として、250円という入園料でサービスを提供しており、入園者数は、14年度に比べ、15年度は増加したところである。<br/>公園内の運営委託業務（施設メニュー）の構成や契約プロセスの改定など、効率化を図るための各種の見直しが可能との提案であるが、具体的な内容が不明なため、記入することが困難だが、例えば、緑に包まれた文化公園に相応しい施設であることが必要なほか、新たに施設を設置した場合の取扱いの整理が問題（例えば原状回復義務など）となる。また、機構は専門性を有する業務を除き競争的な契約の拡大に努めている。</p> | <p>万博記念公園運営事業</p>                   | <p>（独）日本万国博覧会記念機構が行っている事業のうち、公園の運営に関する事業。</p> | <p>万博公園事業は公園事業と基金事業に大別される。公園事業は国債等の運用益により黒字となっているものの、公園事業単体では赤字の事業であるとなっている。万博記念公園は機能的にはアミューズメントパークであるため、この公園事業を民間に開放（公設民営）し、民間の創意工夫により収益性のある事業の展開が可能であると思われる（例：収入の2割増、費用の3割減により黒転が可能）。<br/>一方、公園事業として行っている国債等の運用事業は基金事業として機構が継続し（基金事業でも国債等の運用を行っている）、利益を出資者（大阪府、国）へ配当し、地元還元する。<br/>当事業の民間開放の成果により、国が運営するその他の記念公園などでも（例えば、沖縄海洋博公園、昭和記念公園、ひたち海浜公園等）展開が可能となり、記念公園事業においてより一層の効率化を図ることが期待できる。</p> |
| <p>2 19</p> | <p>c、e</p> <p>（文部科学省）<br/>国立新美術館は、文化芸術振興基本法第7条に定める「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成14年12月10日閣議決定）」に基づき、平成18年度を目処に開館を予定しており、5番目の国立美術館として、我が国の芸術文化振興、美術振興のナショナルセンターとして、設置するものであり、エンターテインメント系や商業系のサービスの供給を行う事業に供することは適切ではないと考えます。<br/>また、独立行政法人国立美術館法により独立行政法人国立美術館の業務範囲が定められていますが、ご提案の「エンターテインメント系や商業系のサービス」のような業務を行うことは法律上予定されていないため、そもそも業務の範囲を拡大するという市場化テスト以前の根本的な問題を含むご提案であること、<br/>現在そのような事務は行われておらず、市場化テストの対象となる具体的事務が存在しないことから、ご提案は市場化テストの趣旨にはなじまないものと考えます。</p>   |  |  |  |   | <p>国立美術館・博物館などの公的施設等の整備・管理・運営構築</p> | <p>国立美術館（六本木）の整備・管理・運営</p>                    | <p>国立美術館は、従来の収蔵品の保管・展示と違い、企画展示を中心に運営される、国立美術館の中では新しい形式の美術館である。また立地条件のよさから、多数の来客が望める可能性があり、国民に対する文化情報発信基地として、多に注目される存在であると考えられる。ただし、現行の法規制で国立美術館の実施業務範囲から、美術館内で商業系・エンターテインメント系のサービスの提供が制約されている。これらの法規制の緩和と、商業系・エンターテインメント系の事業企画・プロデュース能力に優れた民間事業者へ事業運営を開放することで、民間事業者の発想やリソースによる企画展示やコンテンツの充実や、利用者に対する新しいサービスの提供が可能となり、来客数の増大と利便性の向上を図ることが出来ると考えられる。</p>  |

|       |      |  |   |  |  |   |  |  |  |
|-------|------|--|---|--|--|---|--|--|--|
| 2 2 0 | c, d | <p>(文部科学省)<br/>ご提案の独立行政法人等のうち、日本芸術文化振興会、国立博物館、国立科学博物館、科学技術振興機構については、ご提案の業務が独立行政法人の業務の根幹部分を形成するものであること。また、例えば、標本資料の収集、研究成果の蓄積、最先端の研究等々の業務と相互に結びつき、一体不可分のものであることから、当該業務のみを切り出すことは不可能です。また、その他の独立行政法人等に関しては、それぞれの展示、広報等の内容に応じて、当該分野に関するノウハウ・蓄積を有している民間への業務委託を既に行っています。さらに、独立行政法人制度の趣旨等に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことと考えます。以上の理由により、ご提案は市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>  |   |  |  |   | <p>現在、国等の財団法人、独立行政法人等が管理運営している広報（PR）施設、展示施設、資料館、ビジターセンター、体験学習施設、児童館等の維持管理および運営。<br/>&lt;事例：所管と具体的な施設名&gt;<br/>(独)日本芸術文化振興会(所管：文部科学省)国立劇場、伝統芸能情報館など<br/>(独)国立博物館(所管：文部科学省)東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館(以上4施設)<br/>(独)国立科学博物館(所管：文部科学省)国立科学博物館、新宿分館など<br/>(独)宇宙航空研究開発機構(所管：文部科学省)航空宇宙技術研究センター(展示室)、筑波宇宙センター(展示室)、種子島宇宙センター(宇宙科学技術館)、沖縄宇宙通信所(展示室) など<br/>(独)理化学研究所(所管：文部科学省)本部事務棟内に展示ギャラリーを保有している以外に、全国の科学館(科学技術館、つくばエキスポセンター、大阪科学技術館など)に出展している展示物<br/>(独)科学技術振興機構(所管：文部科学省)日本科学未来館<br/>(独)核燃料サイクル開発機構(所管：文部科学省)敦賀アトムプラザ、福井ビッグバンドなど<br/>(独)雇用・能力開発機構(所管：厚生労働省)私のしごと館<br/>(独)水資源機構(所管：国土交通省)全国のダム管理所に併設された資料館<br/>&lt;例：奈良保ダム資料室、アケアプラザながら、琵琶湖展示ホールなど&gt;</p> | <p>広報（PR）、参加体験、学習機会提供、情報提供など、不特定多数の利用者を対象とするサービス機能をもつ施設の管理運営は、民間でも実施可能であり、国または独立行政法人においても民間導入し利用者へのサービス向上を図るべきである。</p> |  |
|       | d    | <p>(国土交通省)<br/>&lt;(独)水資源機構&gt;<br/>広報施設、展示施設などの施設に関し、民間開放を妨げる制度上の制約は特になく、水資源機構で所有する展示施設等については、機構のみの展示利用施設、関係機関の事業や地元地域振興利用と合わせた共同の展示利用施設がある。の管理・運営については既に外部委託を行っている。の管理・運営については関係機関又は地元地方公共団体等に委託しており、その費用は関係機関との共同又は地元地方公共団体の負担となっている。</p>   |   |  |  |   |  |  |  |
|       | c    | <p>(厚生労働省)<br/>(1)産業構造の変化等を背景に、職業の変化、多様化が進む中で、若年者を中心に職業意識の希薄化が生じ、不安定な就労を続ける者や安易に離職を繰り返す者が増加している。こうしたことを背景として、「私のしごと館」においては、仕事の内容及び必要な職業能力開発についての情報提供、介護の仕事から大型製品組立の仕事まで非常に多岐に渡る分野(約40職種)の仕事の体験機会の提供、若年者が主体的に職業生活を設計し、それに基づいて必要な教育訓練を受けたりできるよう相談・援助の実施など、網羅的かつ体系的な職業意識啓発を若年者を中心に実施している。<br/>また、これらの事業による職業意識啓発を効果的に行うため、「私のしごと館支援協議会」等を設置し、教育界や経済界の関係者とも連携しながら企画運営を行っている。<br/>このように、若年者の職業意識の啓発という政策目的を踏まえ、教育界や経済界と連携しつつ、網羅的かつ体系的に企画運営を行わなくてはならない。それ故、「私のしごと館」を民間企業が円滑に運営を行っていくことは困難である。<br/>(2)また、「私のしごと館支援協議会」等の協力関係を通じて、企業等から多くの職業に関する人的・物的な協力(講師、職業データベースの内容・登場人物、展示物、映像等)をいただいているが、1の民間企業が施設等の運営等を行うことになると、競合他社を含む民間企業からの同様の協力が得られなくなることが考えられ、当該施設の効果的な運営が行われず施策目的の達成に支障を来すことにもなる。</p> | <p>開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなる。当該事業については、市場化テストの対象とすることは適当でないと考えるが、現段階において具体的に開示する情報については以下のとおり、数値等を精査の上、合理的な期間内にお示しすることとしたい。<br/>・現行の博物館等の展示施設の管理に係る要員、コスト等の情報(私のしごと館全体に係る数字のうちどの部分がこれに該当するの)について、ご指示頂きたい。<br/>・その他当該施設の情報(事業概要、来館者数、私のしごと館の利用状況、展示・体験構成要素一覧他)</p> |  |  | <p>独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第11条第1項第1号に基づき、「労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営」を行うこととされているところ、市場化テストは当該業務の運営を民間を含めた第三者を含め競争入札に付し、その落札者が当該業務を実施する仕組みであることから、落札者が独自に委託を受けた部分以外の収益事業を行うことは適切でなく、また、機構の財産である「私のしごと館」は、その財源の性質上その使用の目的は、労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助に限定される。</p> |  |  |  |
| 2 2 1 | c, d | <p>(文部科学省)<br/>独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター(以下「センター」という。)では、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年の多様で主体的な学習活動を促進するため、様々な研修、交流、体験活動の場や機会を提供しております。<br/>このため、プールの利用にあっても、まずは「青少年団体」の利用を優先することとし、その利用に支障がない範囲で一般団体の利用に供してあり、今回ご提案のあった障害者の発信基地としてのプール運営を行うこととした場合には、上記のようなセンター本来の目的である青少年団体の主体的な活動の場の提供が困難となり、青少年団体の活動に多大な支障をきたすことから、市場化テストにはなじまないものと考えます。<br/>また、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、この観点からも、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。<br/>なお、現在、センターでは、施設を効率的に運営するため、スポーツ様フロントなど各棟における案内・受付等業務やプールの監視業務について、専門的かつ必要な技能を有する民間への外部委託を実施しているところであり、外部委託の実施にあたっては、効率的・経済的観点や新たな運営の導入など質の高いサービスの提供に資する観点から、また、財源が単年度措置であることから、毎年度競争入札に付することとしているものであります。</p>                                      |   |  |  |   | <p>プール運営事業</p>   | <p>「現在独立行政法人国立オリンピック記念青少年センターが行っているプールの運営に関する事業」</p>   | <p>「現行のプール運営事業は、ある意味重要な部分とされる運営サービス(管理・安全監視業務など)が毎年の競争入札方式により実施されている一方で、年度を跨いで継続的なサービスを提供することが出来ていないように理解しています。運営状況も、一般開放中心で、健康増進に関するサービスプログラムは殆ど利用者の方には提供されていない。民間のノウハウを活かし、健康情報の発信基地としての運営方法を弊社としては是非提案させていただきたいと思っております。」</p> |
| 2 2 2 | c    | <p>(文部科学省)<br/>国立青年の家は、団体宿泊訓練を通じ、家庭や学校などでは体験できない各種の生活体験や社会体験を通して、青年の健全育成を図る教育機関であり、ご提案の「観光基地としての側面」のような業務を行うことは法律上予定されておりません。<br/>また、国立青年の家は、国として迅速に対応しなければならない政策課題について、先導的・モデル的教育プログラムの開発・普及等を行っているものであり、主催事業、受入れ事業、研修事業を有機的に活用して事業成果の普及を図り、青少年教育の振興を推進していますが、当該施設を観光基地としての側面を持たせた場合には、このような青年の健全育成を図るための機能を十分に果たせないと考えます。<br/>さらに、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであると考えます。<br/>したがって、市場化テストはなじまないと考えます。</p>   |   |  |  |   | <p>国立阿蘇青年の家に関する運営事業</p>  | <p>現在、左記建物に関するすべての運営管理</p>   | <p>民間による運営の方が事務処理や収支計画に関する効率的運営が可能になる。また施設の利用目的を単に研修目的とするよりも立地的条件から観光基地としての側面も持たせるなどの幅広い運営を行うことにより施設そのものだけでなく、地域社会の活性化に繋げる目的を地元業者として取り組んでみたいと考えた。</p>  |
| 2 2 3 | c, d | <p>(文部科学省)<br/>国立博物館では、平成12年度から、民間委託により、館所蔵の国宝・重要文化財について、順次デジタル化し、ホームページで公開する業務を実施していますが、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、ご提案は市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>  |   |  |  |   | <p>国立博物館の電子化による情報公開の民営化事業</p>  | <p>国立博物館で開催する展示典の情報を電子して公開し、集客を呼ぶと同時に国民の教養向上に資する事業</p>   | <p>文化庁のホームページで公開されている重要文化財の画像など電子化されている。国立博物館の展示物を広く電子画像化し広報することで、国民の教養向上を図る。全国の国立博物館をつなぐ広報事業の民営化によりコスト削減を図る。</p>  |
| 2 2 4 | c, d | <p>(文部科学省)<br/>ご提案に関連して、各国立大学法人においては、授業料納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、代行納付から口座振替方式への変更、窓口収納の廃止などのほか、クレジットカード決済による収納を行っているところではありますが、国立大学法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>   |   |  |  |   | <p>国立大学授業料収納事業</p>   | <p>国立大学の授業料収納に関する事務</p>  | <p>「授業料の収納について、これを民間が、未納分の回収作業、及びクレジットカード決済、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することとすれば、支払方法の多様化など公共サービス上の点で改善が図り得る。」</p>  |



|   |    |      |   |   |   |  |  |                            |  |  |
|---|----|------|---|---|---|--|--|----------------------------|--|--|
|   |    |      | <p>(法務省)<br/>【現行の法規制等の内容について】<br/>弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現とを使命とし、ひろく法律事務全般を行うことを職務とするものとして、わが国の法律秩序が形成されているのであるが、弁護士法第72条は、弁護士でない者が他人の法律事件に介入することを禁ずれば、当事者その他関係人らの利益を損ね、国民の公正な法律生活を侵害し、ひいては法律秩序を害することになるから、これを禁止するために設けられたものであり、当該規定は、現在においても合理性、必要性を有する規定と考えている。国立大学の授業料収納に関する事務は法律事件に該当するものである。<br/>ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないとしており(弁護士法第72条後段)、他の法律に定めを置く場合は、同法自体の改正は必要ないものと想料する。<br/>また、債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。国立大学の授業料は特定金銭債権ではない。<br/>【関連する規制改革措置の内容】<br/>司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号)において、弁護士法第72条の例外が弁護士法以外の法律に存することを同条ただし書に明記した(平成16年4月1日施行)。<br/>また、債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目にあたることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。</p> |   |   |  |  |                            |  |  |
| 2 | 25 | c, d | <p>(文部科学省)<br/>債権管理回収業に関する特別措置法における「特定金銭債権」には、独立行政法人日本学生支援機構の貸付債権が対象となる旨政令で規定されており、日本学生支援機構の返還金回収業務については、既にサービスを活用した外部委託を実施しています。<br/>また、今後のサービスへの業務委託内容等については、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、事業を実施する日本学生支援機構において効率性等の観点から独自の判断により適切に検討・実施するものであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。</p>  |   |   |  |  | 債権回収事業                     | 独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金返還未納者に対する回収受託事業  | 現在、独立行政法人日本学生支援機構では、口座振替不能者に対して電話による入金案内業務を入札制度により当社に委託している。更に、未入金回収業務をサービスで行うことにより、延滞率の大幅な改善が図り得ると思われる。   |
|   |    |      | <p>(法務省)<br/>現行制度上、独立行政法人日本学生支援機構が有する貸付債権については、債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権とされており、債権回収会社が管理・回収を行うことは可能である(同法第2条第1項第1号及び同法施行令第1条10号)。</p>  |   |   |  |  |                            |  |  |
| 2 | 26 | c, e | <p>(文部科学省)<br/>日本学生支援機構が行っているJRの学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の配布業務は、JRからの依頼に基づき特に関機が実施しているものであり、当該業務について文部科学省において規制を設けている事実はなく、JRの了解が得られるのであれば、同機構が当該業務について民間委託等を行うことは可能ですが、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等については各法人が自律的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えます。<br/>なお、文部科学省及び同機構においては、JR以外の交通機関を含め、他の割引証について取り扱っておらず、民間において自由に実施できるため、市場化テストの対象となる具体的な事務が存在しません。</p>   |   |   |  |  | 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行・管理事業 | 現在、独立行政法人学生支援機構が行っている学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行・管理事業  | 現行、学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行・管理事業は、交通機関であるJRのみといった極端に限られた適用範囲であり、これを民間が適用範囲の拡大という点で実施することができれば、学生サービスの充実、学生の積極的な勉強意欲の向上という点で改善が図り得る。   |
| 2 | 27 | c    | <p>(厚生労働省)<br/>現在、ハローワークが行っている職業紹介業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要のある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならない制度の実効性が担保できないこと、雇用保険業務については、失業の認定・給付、適用等行政処分にあたる業務が含まれており、このような業務についてはそもそも民法上の委託契約のみで実施することはできないこと、憲給を防止する観点から雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること等から、国が直接実施する必要がある。</p>  |   |   |  |  | ハローワーク(公共職業紹介所)            | 一つの紹介所が実施している業務を一括して「公設民営方式」にて実施。官民競争の上、何れかが落ちる考え方からはずれているかもしれないが、モデル事業では、複数の紹介所を対象とし、一つの紹介所毎に委託先を決めて(例えば官・民・民)効果測定をしても、良いのではないかと。 |  |
| 2 | 28 | c    | <p>(厚生労働省)<br/>現在、ハローワークが行っている職業紹介業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要のある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならない制度の実効性が担保できないこと、雇用保険業務については、失業の認定・給付、適用等行政処分にあたる業務が含まれており、このような業務についてはそもそも民法上の委託契約のみで実施することはできないこと、憲給を防止する観点から雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること等から、国が直接実施する必要がある。</p>  | <p>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。<br/>雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌すること」とされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の認定といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。</p> |   |  |  | ハローワーク宮崎運営業務               | 現在ハローワークが実施している業務全般、具体的には、求職者に対する職業相談・助言、求人情報の提供、雇用保険給付事務や求人事業所に対する人材の紹介、雇用保険適用事務、助成金支給業務など全て。                                     | 現在のハローワークの求職者に対する相談は表面的なものが多い様に思われる。そこで、相談員としてビジネス社会での実務経験が豊富な人材やキャリアカウンセラー等を配置し、求職者に対し現在のビジネス社会のニーズに即した相談を行い、就業意欲の乏しい求職者に対しては、より具体的に就業意欲の喚起を図り、キャリアカウンセリング以外にも履歴書・職務経歴書の書き方や面接対応の指導を積極的に行う事で、求職者の質を高め、就職率のアップを計る事ができる。一方、企業に対する求職者の紹介も現在のハローワークは、求職者の経験等を余り考慮せず、本人の希望のみで、その人材をそのまま企業に紹介している状況が殆どだが、職業紹介は本人のキャリアカウンセリングの結果を十分考慮した上でを行い、求職者と求人企業双方の無駄を出来るだけ省き、就職でのミスマッチを減らす様にする。又、ハローワークの運営時間を平日夜間8時迄と土日にも広げ、在職者のニーズにも対応していく。 |
| 2 | 29 | c    | <p>(厚生労働省)<br/>現在、ハローワークが行っている業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要のある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならない制度の実効性が担保できないこと等から、国が直接実施する必要がある。</p>   | <p>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p>  | <p>開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、公共職業安定所全体であれば、可能な範囲において、把握後速やかに開示することが可能である。</p> |  |  | 民間版ハローワーク                  | 現状ハローワーク(公共職業安定所)で行っている。無料職業紹介事業の民間開放。   | 再就職支援実績と「民間委託による長期失業者の就職事業」の実績を根幹に、軽作業派遣や短期派遣の実績を加えた総合的な就職形態を求職者に提案出来る為。求職者の職業訓練等も視野に入れた提案を考えております。主な参入事業としてハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務。再就職間連動助成金の事務処理業務。求人開拓コンサルティング業務の請負。各種セミナーの請負。を考えています。   |

|   |    |   |   |                  |   |   |   |  |   |
|---|----|---|---|------------------|---|---|---|--|---|
| 2 | 30 | <p>(厚生労働省)<br/>現在、ハローワークが行っている業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要がある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならないこと等から、国が直接実施する必要がある。</p>  | <p>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介業務を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p>  |                  | <p>開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、現行の公共職業安定所の施設単位の直接費及び間接費については、施設単位で、あるいは直接、間接の区分で算出していないため、提示不可。</p> |   | <p>地方における職業紹介事業</p>   | <p>現在地方のハローワークが行っている事業のうち職業紹介（職業紹介業務・求人業務）に関する事業。</p>  | <p>現行のハローワークの職業紹介事業は、紹介達成率2割と低い水準であると言われており、特に首都圏以外の地域ではうまく機能していないという問題がある。これを特に首都圏外における再就職支援事業にて既に高いマッチング達成率を有する弊社のような民間事業者が、カウンセリング・積極的開拓型求人情報収集および適切なマッチングという再就職支援方式で実行することとすれば、紹介率の向上という点で改善が図り得る。</p>  |
| 2 | 31 | <p>(厚生労働省)<br/>&lt;職業紹介業務&gt;<br/>職業紹介業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要がある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならないこと等から、国が直接実施する必要がある。</p> <p>&lt;職業訓練業務&gt;<br/>(1)公共職業訓練事業については、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第5条第1項に基づく職業能力開発基本計画（平成13年厚生労働省告示第199号）において自ら職業訓練を実施するに当たっては、「ニーズがありながら民間部門では実施を期待し難い、又は実施していない分野」に限定することをその基本的方針としていること<br/>特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）においては、<br/>・地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみに限って実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止することとしていること<br/>・民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図っていることとされていること等から、国は、民間では実施を期待し難い分野における職業訓練を実施しているところであり、活かすべきノウハウのない民間の活用は考えられないことから、民間開放や市場化テストの対象とすることは不適当と考えている。</p> <p>(2) 職業訓練の実施に際しては、都道府県労働局、独立行政法人雇用・能力開発機構、業界団体等を構成員とする「人材育成地域協議会」において、企業・地域における人材ニーズを把握・調整した上で訓練コースの設定等を行っており、随時ニーズに対応するため、訓練コースの新設・改廃やカリキュラムの見直しを実施していることから、現在の社会の動向や企業のニーズに十分に合致していると考えている。</p> <p>(3) また、職業能力開発促進法第23条第3項に基づき、現状においても、公共職業能力開発施設及び職業安定機関との密接な連携の下に、<br/>・ハローワークにおけるキャリア・コンサルティングにより、求職者本人に最も適した訓練コースを選定した上で、受講指示等を行うこと<br/>・訓練生に対する就職に関する情報提供を図ること<br/>・職業訓練受講中や修了後就職相談等の一貫した支援を実施すること<br/>等により、効率的なマッチングを行い、求職者の再就職促進を図っているところである。<br/>（公共職業訓練の就職実績）離職者訓練における訓練修了後3ヶ月後の就職状況 施設内訓練70％、民間委託訓練53％（平成15年実績）</p> <p>(4) 訓練者の状況に応じた訓練システムとして、<br/>・若年者に対しては、一定期間企業実習及び関連した教育訓練を行うことにより、一人前の職業人として育てる「日本版デュアルシステム」を実施すること<br/>・障害者に対しては、一般の職業能力開発免状で受け入れることが困難な障害者を対象に障害者職業能力開発校において職業訓練を実施すること<br/>等訓練対象者に応じた職業訓練を実施するとともに、多様なニーズに応えるための民間委託訓練を拡充しているところ。</p> | <p>&lt;職業紹介業務&gt;<br/>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介業務を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p> <p>&lt;職業訓練業務&gt;<br/>職業能力開発促進法第24条に基づき、都道府県知事は事業主等が行う職業訓練が同法第19条の職業訓練の基準に適合するものであることとの認定をすることができる。</p> |                  | <p>開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、公共職業安定所全体であれば、可能な範囲について、把握後速やかに開示することは可能である。</p>                     |   | <p>職業紹介、職業訓練事業</p>  | <p>現在、厚生労働省（各地方労働局管轄の職業安定所・職業訓練校など）が行っている職業紹介、職業訓練事業</p>   | <p>1) 現行の職業紹介事業は、職業安定所が行っているが、次のような問題を有している。<br/>(1)求職者の能力、業績、実績、適性などの実態が分からないため、求職者と求人側企業とのミスマッチが多い。<br/>(2)求人側の企業の経営環境や就業実態、人間関係などの実態が分からないまま、求職者の希望のみで企業を紹介しているため、求職者と求人側企業のミスマッチが多い。<br/>(3)求職者が就職した後のフォローができていないため、退職・就職を繰り返す者が多い。<br/>(4)上記の結果、自信喪失になったり社会全体に対する批判的な気持ちを抱いたり、自己逃避するなどして就業意識を失う若年層が増加している。（ニートの増加）<br/>(5)求職者のうち身体障害者の就業先を選定する場合、どの企業との業務・作業が、どのような障害者の向いているかなど、考慮した施策が講じられていない。<br/>(6)総じて、現状、企業へは具体的施策がないまま「お願い」をするのみとなり、また、求職者に対しては独自の判断に任せるのみであり、提案型の事業になっていない。例えば、各企業の業務・作業内容を大まかに把握し、求職者に対して「どの企業のどの職種が具体的にどういった作業であるから向いているのでは」といった提案がなされていない場合が多い。</p> <p>2) 現行の職業訓練事業は、次のような問題を有している。<br/>(1)企業の実務・実態に即した職業訓練を実施していないため、企業側にとって、「職業訓練を受けた人物だから雇用しよう」という意識が少なく、<br/>(2)職業訓練を受講する側の求職者のモチベーションを向上させるシステムが希薄であるため、「受講するだけ」という形式的なものになっている。<br/>(3)本人の適性、適職に合った訓練がなされていないため、必ずしも訓練を活かした就職ができていない。<br/>(4)求人の多少に関わらず訓練を実施しているため、求人職種と訓練職種のギャップがある。<br/>(5)身体障害者や若年層、高齢者層といった、訓練者の状況に応じた訓練システムになっていないため、スキル格差が大きくなっている。</p> <p>3) その他の問題<br/>(1)現状では、雇用確保・労働力確保のバランスがとれておらず、次のような問題があると思われる。<br/>今後おとずれの団塊世代定年後の人員不足対策<br/>企業の人的リストラ後の技術力低下対策<br/>少子化による労働力不足対策<br/>ニートなど浮動・未活性労働力の掘り起こし・活性化に関する対策<br/>企業の経営に踏み込んだ雇用確保(特に身体障害者・若年者・高齢者など)に関する知的・経験的助成(ワークショップ、インターンシップなどの最適な運営方法に関するアドバイス・提案など)</p> |
| 2 | 32 | <p>(地域未定、一部業務は市場化テストによらない民間開放)</p> <p>ご提案内容を踏まえ、各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓の民間委託について、市場化テストのモデル事業の対象とする(3地域とする)。<br/>就職支援アドバイザーの派遣受入について、3地域で実施する。</p>  | <p>特段想定されない。</p>  | <p>特段想定されない。</p> | <p>モデル事業の実施に当たって、必要となる情報を開示すべく準備することとしたい。</p>   | <p>－2において既に述べたとおり、ご要望内容を踏まえ、市場化テストのモデル事業の対象及び民間開放の対象とすることとする。</p> | <p>現在札幌公共職業安定所・札幌東公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所が行っている<br/>1.求人開拓業務、<br/>2.職業相談（キャリアカウンセリング）業務の受託または職業相談員（キャリアカウンセラー）の派遣業務</p> | <p>現在札幌公共職業安定所・札幌東公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所が行っている<br/>1.求人開拓業務、2.職業相談（キャリアカウンセリング）業務の受託または職業相談員（キャリアカウンセラー）の派遣業務</p> | <p>現行、提供されているサービスを民間企業が実施することで、下記メリットが得られると考えられる。<br/>1：求人開拓業務<br/>a.隣接する3安定所の管轄する地域で実施している求人開拓業務を一括実施し、民間の営業能力により、効率を高めコストを削減することができる。<br/>b.求人企業のニーズを収集・整備し、企業に対し求職者情報提案ならびに求人創造型の求人開拓が出来る。<br/>2：民間ノウハウを活用したキャリアカウンセリングの実施による求職者サポートの拡充<br/>a.若年者向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に現在運営中のジョブカフェ北海道にて若年者の就職サポートを実施しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>b.札幌圏の高校・専門学校・短大・大学への訪問による在学生及び卒業生に対するキャリアカウンセリングの実施。（弊社ではジョブカフェ北海道の「学校派遣カウンセリング事業」の実施やジョブカフェ北海道の運営にて高校生や高校以上の若年者への就職サポートを実施しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>c.女性向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に北海道より受託の「平成16年度再就職支援業務」にて女性クラスの運営をしており、ノウハウを蓄積している。）<br/>d.長期失業者向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に財団法人高齢者雇用開発協会より受託の「民間委託による長期失業者の就職支援事業」にて長期失業者の就職サポートを実施しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>e.キャリアカウンセリングによって今後の活動方向を定め、職業紹介か職業訓練・各種講座等の受講誘導を行い、フォローアップカウンセリングを実施する。<br/>f.上記キャリアカウンセリングを失業認定後すぐに実施することで、求職者の早期サポートが可能となり、失業期間の長期化を防止できる。また、主婦や長期失業者など、雇用保険を受給していない求職者に対しても働きかけことで上記サポートを実施し、雇用情勢の改善を図ることができる。<br/>g.上記1による「求人開拓」と2.による「職業相談（キャリアカウンセリング）」の実施により、求職者のニーズに合った職種の開拓および求人ニーズの強い職種への求職者の誘導などがワンストップサービスとして可能となる。</p>  |

|       |             |   |   |   |  |   |   |   |   |
|-------|-------------|---|---|---|--|---|---|---|---|
| 2 3 3 | a<br>(地域未定) | ご提案内容を踏まえ、キャリア交流プラザについては、以下の内容で公設民営方式で市場化テストのモデル事業の対象とすることとする。<br>・「ハローワーク」を冠した名称とする。<br>・求人者が了解するハローワーク求人を活用できるものとする。<br>・委託費には登録者の就職の評価を含めるものとする。<br>・5カ所とする。   | 特段想定されない。   | ・「ハローワーク」を冠した名称とする。<br>・求人者が了解するハローワーク求人を活用できるものとする。  | モデル事業の実施に当たって、必要となる情報を開示するべく準備することとしたい。  | -2において既に述べたとおり、ご要望内容を踏まえ、キャリア交流プラザについては、公設民営方式で市場化テストのモデル事業の対象とすることとする。 | 現在札幌公共職業安定所の運営する北海道キャリア交流プラザが提供している全てのサービス  | 現在札幌公共職業安定所の運営する北海道キャリア交流プラザが提供している全てのサービス  | <p>現行、提供されているサービスを民間企業が実施することで、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1：既存サービスのクオリティ向上<br/>         &lt;ハード面&gt;a.配置替え及び内装・備品の入替えによる施設利用満足度の向上と利用スペースの拡大<br/>         &lt;ソフト面&gt;a.窓口等の接客及び業務クオリティの向上</p> <p>2：民間ノウハウを活用した新サービスの付加による求職者サポートの拡充<br/>         a.長期失業者向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に財団法人高齢者雇用開発協会より受託の「民間委託による長期失業者の就職支援事業」にて長期失業者の就職サポートを実施しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>         b.女性向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に北海道より受託の「平成16年度再就職支援業務」にて女性クラスの実施をしており、ノウハウを蓄積している。）<br/>         c.就職に必要な各種講座の開催（弊社では既に道内各自治体より受託・運営している事業にて、面接・履歴書・職務経歴書・ビジネスマナー等の講座を開催しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>         d.再就職支援を、プロフェッショナルなキャリアカウンセリグと職業訓練の選択・受講指示・受講推薦、並びに求人開拓と一体化することで、質の高い効率的なサービスが可能であると考えられる。<br/>         e.サービスの対象を拡大し30歳以上65歳未満の男女とする。<br/>         f.サービスの対象を拡大し人員削減や業績不振などで失職リスクのある在職者にもカウンセリングサービスを提供することが出来るものとする。</p> |
| 2 3 4 | c           | (厚生労働省)<br>人材銀行については、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できるものとして全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。  | 職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。   | 開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、人材銀行におけるコストについては、公共職業安定所全体のコストに含まれているものもあり、区別して試算することは困難である。<br>その他の事項については、可能な範囲について、把握後速やかにお示しすることは可能である。       | -2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。   | 現在札幌人材銀行が提供している全てのサービス  | 現在札幌人材銀行が提供している全てのサービス  | <p>現行、提供されているサービスを民間企業が実施することで、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1：既存サービスのクオリティ向上<br/>         &lt;ハード面&gt;a.配置替え及び内装・備品の入替えによる施設利用満足度の向上と利用スペースの拡大<br/>         &lt;ソフト面&gt;a.窓口等の接客及び業務クオリティの向上</p> <p>2：民間ノウハウを活用した新サービスの付加による求職者サポートの拡充<br/>         a.長期失業者向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に財団法人高齢者雇用開発協会より受託の「民間委託による長期失業者の就職支援事業」にて長期失業者の就職サポートを実施しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>         b.女性向けキャリアカウンセリングの実施（弊社では既に北海道より受託の「平成16年度再就職支援業務」にて女性クラスの実施をしており、ノウハウを蓄積している。）<br/>         c.就職に必要な各種講座の開催（弊社では既に道内各自治体より受託・運営している事業にて、面接・履歴書・職務経歴書・ビジネスマナー等の講座を開催しており、ノウハウを蓄積している。）<br/>         d.再就職支援を、プロフェッショナルなキャリアカウンセリグと職業訓練の選択・受講指示・受講推薦、並びに求人開拓と一体化することで、質の高い効率的なサービスが可能であると考えられる。<br/>         e.サービスの対象を拡大し30歳以上65歳未満の男女とする。<br/>         f.サービスの対象を拡大し人員削減や業績不振などで失職リスクのある在職者にもカウンセリングサービスを提供することが出来るものとする。</p> |   |
| 2 3 5 | c           | (厚生労働省)<br>ヤングハローワーク等については、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できるものとして全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。  | 職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。   | 開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、ヤングハローワーク等におけるコストについては、公共職業安定所全体のコストに含まれているものもあり、区別して試算することは困難である。<br>その他の事項については、可能な範囲について、把握後速やかにお示しすることは可能である。 | -2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。   | ヤングハローワーク等運営事業  | 厚生労働省が設置・運営する公共職業安定所のうち、大都市圏におけるヤングハローワーク、ヤングワークプラザ、ジョブカフェ等の若年者向け職業紹介施設の一括運営。（たとえば、現在、東京都渋谷区にあるヤングハローワークの運営を一括して行うこと。）  | <p>厚生労働省は現在、ヤングハローワーク、ヤングワークプラザ等若年者向け公共職業安定所に加えて、地方公共団体が設置する「ジョブカフェ」において若年者向けの職業紹介事業を行っているほか、雇用・能力開発機構を通じて「ヤング・ジョブスポット」の運営を行っている。また、勤労青少年ホームにおいてキャリア形成支援事業を実施するなど、若年者向けの就業支援施策は多岐にわたる。これらの事業はそもそも目的や歴史的背景が異なるとはいえ、直接の実施主体が異なる等の理由から重複する部分があったり、一貫性を欠いたりするなどの問題を抱えている。</p> <p>将来的には、若年者に対する就業支援施設を集約する必要があると考えられる。その端緒として、厚生労働省が大都市圏に設置しているヤングハローワーク等の運営を一括して民間に任せ、民間が得意とするキャリアカウンセリング技術を生かし、また、世の中に散在している求人情報や派遣情報などを含む多様な就業チャネルも活用しながら、効率的で成果のあがる就業支援を行う必要があると考えられる。</p> <p>なお、若年者の中には、将来的に公的支援から切り離し、民間のサービス（＝事業主または個人等による受益者負担）により運営できる可能性のある層が一定の割合で存在するものと思われる。</p>  |   |
| 2 3 6 | c<br>(一部a)  | (厚生労働省)<br>職業紹介業務については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要のある雇用保険や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならないこと等から、国が直接実施する必要がある。<br>なお、ご提案内容を踏まえ、若年者向けの就職支援事業（若年者版キャリア交流プラザ）について、以下の内容により、公設民営方式で市場化テストのモデル事業の対象とすることとする。<br>・「ハローワーク」を冠した名称とする。<br>・求人者が了解するハローワーク求人を活用できるものとする。<br>・委託費には登録者の就職の評価を含めるものとする。<br>・1カ所とする。 | 職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。<br>若年者向けの就職支援事業（若年者版キャリア交流プラザ）については、特段想定されない。 | 若年者版キャリア交流プラザについては、<br>・「ハローワーク」を冠した名称とする。<br>・求人者が了解するハローワーク求人を活用できるものとする。   | 開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、現行の公共職業安定所の施設単位の直接費及び間接費については、施設単位で、あるいは直接、間接の区分で算出していないため、提示不可。 | 若年層向け職業支援事業   | 現在ハローワークが行なっている事業のうち主に概ね30代未満の若年層に対する職業紹介・職業訓練・相談事業。（もしくはジョブカフェ事業）  | トライアル雇用制度の活用だけでは、若年層の就業意欲と機会を生みまれないと考える。それに合わせて、職業への理解を促進する仕組みを官民融合して考え出ししていく必要がある。   |   |
| 2 3 7 | d           | (厚生労働省)<br>高校生に対する職業紹介事業については、民間の職業紹介事業者であっても、既に実施することが可能であり、民間の職業紹介事業者を活用するかどうかについては、各学校の判断事項である。  |   |   |  | 高校生のキャリア教育支援事業  | 1. 学校任せの職業教育訓練機会の代行と職業情報・就職情報の提案（ <i>イカクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> 、 <i>カクツク</i> ）<br>2. 企業-ズに基づき職業訓練や <i>インターン</i> の導入により学校の枠を超えて、 <i>インターン</i> をサポート<br>3. 民間のノウハウを活用し、職業教育による学生の「自律・自立」を具現化する<br>職業観、就業観の確立には思春期における「仕事観と人生観」に対する意識改革が急務。高校時代からの現実社会への理解を促す。 | 1. 教科書的な職業指導から民間の実績を背景にしたキャリアカウンセリングによる就業観・職業観の醸成が若年者の失業率低減に効果大。<br>2. 企業-ズに基づき職業訓練や <i>インターン</i> の導入により学校の枠を超えて、 <i>インターン</i> をサポート<br>3. 民間のノウハウを活用し、職業教育による学生の「自律・自立」を具現化する<br>職業観、就業観の確立には思春期における「仕事観と人生観」に対する意識改革が急務。高校時代からの現実社会への理解を促す。   |   |

|   |    |   |  |   |   |               |   |   |  |
|---|----|---|--|---|---|---------------|---|---|--|
|   | e  | (文部科学省)<br>ご提案の内容については、いずれも文部科学省の事務として実施されているものではないため、市場化テストの対象とすべき具体的な文部科学省の事務が存在しません。 |  |   |   |               |   |   |  |
|   | d  | (経済産業省)<br>平成17年度概算要求中の経済産業省のキャリア教育事業については、民間NPO・企業等からの提案を公募し、実施する予定。                   |  |   |   |               |   |   |  |
| 2 | 38 | c   | (厚生労働省)<br>現在、ハローワークが行っている業務については、憲法に規定される勤労者の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。  | 職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。   |   |               | 「民間委託の就職相談事業」<br>「現在ハローワークが実施している就職斡旋事業の内、相談事業について民間に委託することによって、長期失業者の発生をおさえ、失業率のいっそうの改善を目指す<br>若年層の適職診断と早期就職の達成を実現する」  | 1. 現行のハローワークの紹介事業は、1日当たりの来訪者が多く(例:都心のハローワークの来訪者、一日当たり1000人-1500人)個別の相談時間がとりにくい状況であると聞いている。<br>ここに、就職活動中の方々に専門的な知識のあるスタッフが個別相談に応じることによって、早期の就職の実現をはかり、失業率の改善策をはかると共に、雇用保険の失業手当の受給を引き下げる事が出来る。<br>2. 1-5年にわたる長期失業者の方々の9割は、実際に個別の相談を受けていないのが実状である。長期失業者になる前に個別相談に親身になって乗ることが出来れば、現状よりも短期で就職することにより、雇用状況が改善されると考えられる。<br>3. 方法としては、雇用保険の受給者に1人1回分の相談チケットを配分し、そのチケットはハローワークで使っても良いし、民間の紹介事業各社で使ってもよいこととする。<br>「鉄は熱いうちに打て」というように失業となった早期の時点で将来の人生設計 適性把握 就職への最短の道を示す。ことよって失業率は改善されると考えられている。相談が紹介につながるケースが増えることが望ましい。 |  |
| 2 | 39 | c   | (厚生労働省)<br>現在、ハローワークが行っている職業紹介業務については、憲法に規定される勤労者の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、利用者の属性や地域にかかわらず誰もが利用できる最も基本的なセーフティネットとして全国的なネットワークで行う必要があること、国として行う必要がある雇用保険や職業指導の業務は、職業紹介と一体的に行わなければならない制度の実効性が担保できないこと、雇用保険業務については、失業の認定・給付、適用等行政処分にあたる業務が含まれており、このような業務についてはそもそも民法上の委託契約のみで実施することはできないこと、差給を防止する観点から雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること等から、国が直接実施する必要がある。  | 職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。 | 開示する情報については、内閣府が各省の協議を経て策定する「市場化テストに関するガイドライン」、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられるため、その中で検討することとなるが、現段階においては、現行の公共職業安定所の施設単位の直接費及び間接費については、施設単位で、あるいは直接、間接の区分で算出していないため、提示不可。<br>その他の事項については、公共職業安定所全体であれば、可能な範囲について、把握後速やかにお示しすることが可能である。 | 「民間委託の就職相談事業」 | シニア専門(40歳以上)の無料職業紹介事業及び有料の再就職支援事業(公設民営方式)<br>当初は既存のハローワーク内に併設<br>求人受付<br>新規求人開拓<br>新規雇用の提案・創設<br>企業向けセミナーの開催<br>企業交流会の開催<br>ボランティアスタッフの登録<br>新規雇用形態の提案<br>キャリアカウンセリング<br>就職セミナー<br>各種助成金の相談<br>雇用保険の給付<br>再就職支援事業 | 少子化高齢化が急速に進み、更には「終身雇用制」が完全に崩壊した現在の労働市場において中高年を取り巻く環境は厳しく、改善の見えませんが、中長期的な視点に立てば、40代-50代の中高年の労働力を有効活用し、積極的に雇用する為の「新たなビジネスモデル」を構築する事は急務と言えます。現在の再就職支援事業や助成金の給付は対処療法の域に留まっています。「民」のノウハウを活用して受け入れ先企業へ積極的提案を行い「官」が後方支援するスキーム「新たな雇用を創設する恒久的な事業」がいま求められています。  |  |
| 2 | 40 | e   | (厚生労働省)<br>シルバー人材センターは、公益法人であって、当該法人の業務は国や地方公共団体が行わせている業務ではないことから、市場化テストの対象とはならないものである。  |   |   |               | 民間版シルバー人材センター   | 短期請負事業及び人材紹介/請負者であるシルバー人材センターを民間が耐えうる利益性を確保することにより、一気にマッチングが高まり、中高年者の(特にブルーカラーに於ける短期市場)就業支援に繋がると考えたため。  | グループの軽作業派遣や短期派遣で実績があり、且つ多店舗展開をしているため、本事業は参入しやすいと考えられています。顧客開拓や作業マッチングに強みがあり、高齢層の就業促進が出来るかと考えております。<br>又、全国1866箇所、年間契約金額2900億円、加入会員76万人という巨大市場を利益率(手数料)6%で行っているため、民間には参入障壁であるが、利益性を持って開放すれば必ず就労数も増えると考えたため。<br>又グループ会社で培った初任給-におけるシニア層の派遣・紹介も実績としてあります。 |
| 2 | 41 | c   | (厚生労働省)<br>一般の求職者に対して、テレビ面接サービスを行うことは考えていない。   |   |   |               | テレビ面接サービス事業   | 現在公共職業安定所が実施している求職者支援事業のうち、特に面接に関してTV面接システムを導入する。公共職業安定所のTV面接端末として広く民間事業所や公共機関、独立行政法人などに設置し、公共職業安定所に行かなくても各種相談やカウンセリング手続きの説明、求職票の受付などの対応を行うサービスを事業化する。将来的には、このTV面接システムインフラを活用した求人求職の面接サービス実現を目指す。民間端末設置事業者にはしかるべき証を提示し利便性をPRする。草の根e-ラーニングの端末としても可能性が広がります。  | 現行の求職者の支援事業は各職業安定所への来社が中心となっており、時間的・距離的にも別途時間がかかり、利便性に問題がある。各公共職業安定所にTV面接端末を設置すれば民間のTV面接システムネットワークを活用した求職者の支援が可能となり利便性を改善できる。単なる手続きだけではなく、カウンセリングやケアサービスにも活用が可能である。公設に民営・公営のネットワークを付加することで情報の共有がまし、結果入職率も高まる。  |
| 2 | 42 | c   | (厚生労働省)<br>(1) 公共職業訓練事業については、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条第1項に基づく職業能力開発基本計画(平成13年厚生労働省告示第199号)において自ら職業訓練を実施するに当たっては、「ニーズがありながら民間部門では実施を期待し難い、又は実施していない分野」に限定することをその基本的方針としていること<br>特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)においては、<br>・地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を踏まえて、機構の行う在職者訓練は、真に高度なものに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止することとしていること<br>・民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないものみに限定して実施し、民間委託の拡大を図っていることとされており、活かすべく「ワ」の活用は考えられないことから、民間開放や市場化テストの対象とするには不適当と考えている。なお、国は、公共職業訓練の訓練コースについて随時ニーズに対応するため訓練コースの新設・改廃やカリキュラムの見直しを実施している。<br>(2) 公共職業能力開発施設を所有し、訓練を実施している独立行政法人雇用・能力開発機構は、中期目標・中期計画に基づき、平成19年度末までに一般管理費及び業務経費の15%以上削減や常勤職員600名削減等が課されているところであり、その業務について、最大限効果的・効率的な実施に努めているところである。<br>(3) オンライン教育を活用した公共職業訓練についてのご提案については、<br>・国が行う公共職業訓練は地方や民間で実施できない真に高度なものに限定すべきとされており、そのようなものにオンライン教育がなじむのかどうか不明であること<br>・通所による訓練と比較した場合、特に無料で実施する離職者訓練にあつては、モチベーションの維持や訓練効果の観点からも疑問が残ること(安易な中途挫折の危険が高い)<br>・実技訓練の取扱いが問題となること<br>といった点から慎重に検討するべきであり、現在の通所による訓練そのものを直ちにオンライン教育に置き換えるのは困難である。<br>(4) なお、オンライン教育については、そもそも現存しない制度を新たに構築するという提案であり、当該提案については、官が行っている業務について民と競うという市場化テストの趣旨と異なる。 |   |   |               | 職業能力開発/教育事業   | 「現在、独立行政法人雇用能力開発機構が行っている、職業能力開発事業」  | 「現行の公共職業能力開発施設の運営は、効率/コストの面でも問題を有しており、これを民間に開放し、オンライン教育等を活用することとすれば、コスト削減が改善が図り得る。」  |

|   |    |   |  |   |  |   |                 |   |  |
|---|----|---|--|---|--|---|-----------------|---|--|
| 2 | 43 | a<br>(厚生労働省)<br>国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。                      | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。  | 具体的な内容が分かり次第、措置の必要性について検討したい。   | 求められている情報の具体的な内容が分かり次第、開示できるかどうかについてお示ししたい。                              | これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。 | 国民年金未納者に対する徴収事業 | 現在、社会保険庁が行っている国民年金の未納者に対する徴収              | 国民年金の納付率のアップが喫緊の課題となっております。03年の未納率は、36.6%。特に、20歳代の未納率は51.4%となっており、若年層に未納者が多いのが現状であります。厚生労働省においては、07年度には納付率80%を目標に掲げておりますが、未納率が現状のまま推移すれば、年金制度事態の存続が危ぶまれます。管理回収の専門家であるサービサーに委託することにより、納付率のアップが実現致します。             |
|   |    |   | 【(法務省)<br>【現行の法規制等の内容について】<br>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。社会保険料は特定金銭債権ではない。<br>【関連する規制改革措置の内容】<br>債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。<br>なお、当該事業を債権回収会社が行うことを可能とする制度とする場合、現在、これらの債権については滞納処分を行うとされている点について、所要の整備を要するものと見られる。 |   |  |   |                 |   |  |
| 2 | 44 | a<br>(厚生労働省)<br>国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。                      | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。  |   | 基本的には、開示できる情報である。ただし、延滞者に対する回収実績等については、具体的な内容が分かり次第、開示できるかどうかについてお示ししたい。 |   | 債権回収事業          | 社会保険庁が実施している国民年金未納者に対する回収委託事業             | 「年金未納者」に対する回収対応は、社会保険庁の職員等の不足もあり、思うように進んでいないのが現状だと推察される。この回収業務を、経験豊富な民間サービサーへ委託することにより、大幅に回収が進むものと思われる。例えば、平日はもろろん土曜・日曜・祝日も平日同様に夜間架電(8時~21時まで)を実施することにより、未納者との連絡がとれ、支払いにつながっていくと思われる。                            |
|   |    |   | 【(法務省)<br>【現行の法規制等の内容について】<br>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。社会保険料は特定金銭債権ではない。<br>【関連する規制改革措置の内容】<br>債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。<br>なお、当該事業を債権回収会社が行うことを可能とする制度とする場合、現在、これらの債権については滞納処分を行うとされている点について、所要の整備を要するものと見られる。 |   |  |   |                 |   |  |
| 2 | 45 | a<br>(厚生労働省)<br>国民年金及び厚生年金保険の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、国民年金の徴収業務のうち、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。 | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法及び厚生年金保険法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。   | これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。 | 基本的には開示できる情報であるが、地域分布については、その具体的な内容が分かり次第、開示できるかどうかについてお示ししたい。           |   | 年金未納者に対する回収委託事業 | 現在社会保険庁が行っている年金保険料徴収業務のうち、未納者からの回収を委託する事業 | 現状、年金保険料の未納が社会問題化しているが、これは制度的問題点だけでなく、回収ノウハウの乏しきや、回収に対するインセンティブがないことも一因と見られる。サービサー会社は回収に関するノウハウを有しており、サービサー会社に回収を委託することによりそのノウハウを活用し、効率的な回収が可能となる。またサービサー会社は法務省の許可会社であり、回収行為についても厳格な規制があり、強引な取立て等社会的批判を受けることはない。 |
|   |    |   | 【(法務省)<br>【現行の法規制等の内容について】<br>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。社会保険料は特定金銭債権ではない。<br>【関連する規制改革措置の内容】<br>債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。<br>なお、当該事業を債権回収会社が行うことを可能とする制度とする場合、現在、これらの債権については滞納処分を行うとされている点について、所要の整備を要するものと見られる。 |   |  |   |                 |   |  |

|   |    |  |  |   |                                 |   |   |   |  |
|---|----|--|--|---|---------------------------------|---|---|---|--|
| 2 | 46 | a<br>(厚生労働省)<br>国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。   | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。  |   |                                 |   | 社会保険庁の業務受託業務（国民年金未納者に対する回収業務の受託<以下本件回収業務という>） | <p>提案の内容</p> <p>本件回収業務は、当社においては当社のサービサーとしての集金代行業務、当社が雇用している社会保険労務士を活用して国民年金未納者に対するコンサルタント及びカウンセリング業務、当社の大株主である弁護士と提携して法律事務としての回収業務を行う。現行上の阻害要因はない。</p> <p>社会保険庁の意向により、三者連合によりたたちに国民年金未納者に対する文字どおりの本件回収業務の受託が可能である。</p> <p>なお、当社は、常時数万件の集金代行業務、債権回収業務の運行可能なコンピュータシステムを所持しており、かつ上記システムの能力を数倍に増加させることは容易である。</p> |  |
|   |    |  | <p>(財務省)</p> <p>【現行の法規制等の内容について】<br/>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている（債権管理回収業に関する特別措置法第2条）。社会保険料は特定金銭債権ではない。</p> <p>【関連する規制改革措置の内容】<br/>債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。</p> <p>なお、当該事業を債権回収会社が行うことを可能とする制度とする場合、現在、これらの債権については滞納処分を行うとされている点について、所要の整備を要するものと料する。</p>    |   |                                 |   |   |   |  |
| 2 | 47 | a<br>(厚生労働省)<br>国民年金、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、国民年金の徴収業務のうち、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。   | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法、厚生年金保険法及び健康保険法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。   |   |                                 |   | 年金保険料、国税、健康保険料の管理回収                           | 未納者を対象とした年金保険料、国税、健康保険料、等の管理回収  | 未納者に対する支払督促は手間が掛かり、公的機関が行うには非効率と考える  |
|   |    |  | <p>(財務省)</p> <p>【現行の法規制等の内容について】<br/>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている（債権管理回収業に関する特別措置法第2条）。国税、社会保険料は特定金銭債権ではない。</p> <p>【関連する規制改革措置の内容】<br/>債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。</p> <p>なお、当該事業を債権回収会社が行うことを可能とする制度とする場合、現在、これらの債権については滞納処分を行うとされている点について、所要の整備を要するものと料する。</p> |   |                                 |   |   |   |  |
| 2 | 48 | a<br>(厚生労働省)<br>国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。   | 民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。  | これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。 | 基本的には開示できる情報である。                | 求められている措置の具体的内容が分かり次第、措置の必要性について検討したい。  | 「国民年金保険料徴収事業」                                 | 「社会保険庁の国民年金事業のうち、保険料徴収に関する事務」   | 「国民年金保険料の徴収について、これを民間が、未納分の回収作業、及び、カード決済、コンビニ収納といった方式を実施することとすれば、支払方法の多様化など決済、遅延解消などの点で改善が図り得る。」 |
|   |    | <p>(財務省)</p> <p>徴収対策として支払方法の多様化を検討する場合、国民年金法令を所管する厚生労働省及び国民年金事業を実施する社会保険庁において、国民年金保険料の国庫収納という法律要件と法律効果の発現との関係等をどのように整理するか等の課題があると思われるため、厚生労働省又は社会保険庁において、徴収対策として支払方法を多様化する必要性やそれに伴う課題等をどのように整理するかについて、十分検討していただく必要がある。</p> |  |   | 会計制度所管官庁としての財務省としては、開示する情報は、ない。 | クレジットカードによる収納については、カード分割決済時や決済不能時、カード偽造等の場合において、反則金及び罰金の国庫収納という法律要件と法律効果の関係等をどのように整理するか等のクレジットカード固有の課題があるため、徴収対策として実施する場合、警察庁及び財務省において、その必要性やクレジットカード固有の課題をどのように整理するか等について、十分検討していただく必要がある。 |   |   |  |

|   |    |   |   |   |  |  |  |   |   |   |
|---|----|---|---|---|--|--|--|---|---|---|
|   |    |   | <p>(法務省)<br/>【現行の法規制等の内容について】<br/>弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務全般を行うことを職務とするものとして、わが国の法律秩序が形成されているのであるが、弁護士法第72条は、弁護士でない者が他人の法律事件に介入することを禁ずれば、当事者その他関係人らの利益を損ね、国民の公正な法律生活を侵害し、ひいては法律秩序を害することになるから、これを禁止するために設けられたものであり、当該規定は、現在においても合理性、必要性を有する規定と考えている。社会保険庁の国民年金事業のうち保険料徴収に関する事務は法律事件に該当するものである。<br/>ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないとしており(弁護士法第72条後段)、他の法律に定めを置く場合には、同法自体の改正は必要ないものと想料する。<br/>また、債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。国民年金保険料は特定金銭債権ではない。<br/>【関連する規制改革措置の内容】<br/>司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号)において、弁護士法第72条の例外が弁護士法以外の法律に存することを同条ただし書に明記した(平成16年4月1日施行)。<br/>また、債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。</p> |   |  |  |  |   |   |   |
| 2 | 49 | a | <p>(厚生労働省)<br/>国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。</p>   | <p>民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。</p>  | <p>基本的には開示できる情報である。ただし、必要な個人情報については、具体的内容を確認の上、提供する情報の範囲を検討したい。</p>  | <p>これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。</p> | <p>社会保険関連</p>                                      | <p>現在社会保険庁が実施している、保険料徴収業務と当該業務に必要な個人情報の開示</p>         | <p>現行の社会保険庁で実施している保険料徴収業務は、2002年度の機関事務制度廃止後に全国3000以上ある市町村から全国312ヶ所の社会保険事務所に移り、人手不足等による徴収成績の落ち込み、1ヶ月から2ヶ月までの未納者の急増、などの課題が発生している。<br/>民間金融機関が保険料徴収業務を実施することで、債権回収ノウハウを活用した徴収が可能となり、社会保険庁の人員負担軽減とともに徴収成績の改善が図られる。</p>  |   |
| 2 | 50 | a | <p>(厚生労働省)<br/>国民年金の徴収業務のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な電話・戸別訪問による納付督促業務及び保険料の納付委託業務の包括的委託を市場化テストの対象とする。</p>   | <p>民間へ業務委託できない明文の法規制は国民年金法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては法律改正が必要。なお、国民年金法第92条に基づき、政令において保険料を納付する際の納付書の添付について規定しているが、提案の様々な収納サービスについて、官側が政令で制限するという事はない。</p> | <p>これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。</p> | <p>1については、基本的には開示できる情報である。ただし、民間に委託できる業務機能の範囲については、今後検討することとなる。2については、精査が必要であり、合理的な期間内に開示したい。</p>                    | <p>法的な制約以外に、慣例的に行われていることで、業務の効率化を妨げていることは特になし。</p> | <p>国民年金の保険料収納事業</p>                                   | <p>「現在社会保険庁が実施している国民年金の保険料徴収業務のうち、納付通知・収納・収納確認に関する事務」</p>   | <p>官から民への業務移行によって保険料の効率的な収納率向上を考えると、徴収業務を「賦課・調定」「納付通知」「収納」「収納確認(消込)」「督促」「滞納処分」等に分割した上で、「企業間競争から生まれる創意工夫や努力」が活かされる業務から段階的に移行するのが得策である。<br/>現在は「督促」「滞納処分」が注目されているが、民間では「納期内の収納」を常としており、適切なタイミングでの納付案内や納付方法の多様化・電子化で収納率を向上している。年金保険料でも従来の収納方法のほか、コンビニ収納、マルチポイントネットワーク収納が実施されているが、あくまで「社会保険庁が行う収納業務の代行」であり、利用できる収納方法が限られるとともに、社会保険庁内の業務手順や情報システムを、収納方法が増える毎に改定する必要がある。<br/>よって、徴収業務の内、まず「納付通知」「収納」「収納確認(消込)」を包括的に民間に開放し、収納に係る社会保険庁側の業務手順やデータ連携方法を情報システム等で標準化(プラットフォーム化)することで、適切なタイミングでの納付案内、多様な収納方法の提供(クレジット収納や他の料金等との合算収納を含む)など、民間の創意工夫を活かした収納サービスが提供されるようにする。そして、将来的には「督促」まで含めた徴収業務全体について包括的に民間に開放する。</p> |
| 2 | 51 | a | <p>(厚生労働省)<br/>未加入事業所の加入促進事業のうち、公権力の行使となる業務を民間開放することは困難であるが、非権力的な巡回説明業務等の包括的委託を市場化テストの対象とする。</p>  | <p>民間へ業務委託できない明文の法規制は厚生年金保険法上はないが、公権力の行使となる業務を民間委託することについては、法律改正が必要。</p>  | <p>市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。</p>             | <p>未加入事業所に関する情報について、業務委託先に対しては合理的期間内でお示しすることとしたい。但し、補助金算定基礎となる加入済事業所からの徴収保険料額に関する情報については、その内容を確認した上で、対応を検討する。</p>    | <p>「社会保険未加入事業所に対する加入促進事業」</p>                      | <p>現在、社会保険庁およびその地方関係機関が行っている社会保険の未加入事業所に対する加入促進事業</p> | <p>厚生年金保険法の定めによると、すべての法人事業所と5人以上の従業員がいる個人事業所は厚生年金に加入する義務がある。しかしながら、実際には保険料負担を嫌って厚生年金の加入手続きをとらない事業所が少なくない。保険料を徴収する社会保険庁の調べでは、2002年度に新規に開業した約9万6000の事業所のうち18%が加入していなかったことである。<br/>勤め先の事業所が厚生年金に加入していないと、そこで働く従業員は公的年金に未加入・未納になる場合が多く、公的年金が空洞化する一因となっている。社会保険庁は事業所が制度に加入した後で保険料を滞納すれば厳しく取り立てる一方、未加入の事業所に対しては事実上放任しているため、「加入しない方が楽」と未加入を選ぶ事業主が多いのが現状である。<br/>そこで、厚生労働省・社会保険庁は厚生年金に加入しない事業所を強制的に加入させる「職権適用」を今年度中に実施する方針を決め、地方の関係機関に通知した。今秋から会社の登記簿や労働保険の加入リストと厚生年金に加入している事業所を突き合わせて、未加入の事業所を洗い出し、職員が巡回指導したり、経営者を呼び出したりして加入を促す。それでも加入しない場合は、20人以上の事業所を年末までに「重点指導の対象」としてリストアップし、さらに戸別訪問するなど強く指導。それでも応じない場合は、04年度内に強制加入に踏み切ることである。<br/>村瀬清司社会保険庁長官は20人以上の事業所に限定した点につき「要員や体制の問題もあり、効率的なところからやっていたらざるを得ない」と話している。しかし、未加入の事業所・法人の大半は従業員が10人以下の中小零細企業で、20人以上は少数である。</p> |   |

|   |    |   |  |  |   |                         |                         |                    |   |   |
|---|----|---|--|--|---|-------------------------|-------------------------|--------------------|---|---|
|   |    |   |  |  |   |                         |                         |                    | <p>そこで、社会保険庁で加入指導に割り当てる要員が不足しているならば、当該加入促進事業を厚生労働省から認可を受けた特定社労士法人に委託すべきではないかと考える。社労士法人に委託するメリットは大きく3つ挙げることができる。</p> <p>1つは、強制加入後の徴収管理能力である。「職種適用」は公的年金の空洞化に歯止めをかける狙いがあるが、強制加入にあたり、社会保険事務所が職種で従業員1人ひとりの給与を調べて保険料の額を決めるなどの作業は極めて複雑であり、加入後も非協力的な事業主から保険料を徴収し続けるのは困難が予想される。この強制加入を社会保険庁だけで実施するには、強制措置後の徴収管理体制の確立が課題になる。ところが、長官の先言にもあったように、社会保険庁では加入促進に係わる人員を十分確保できず、このままでは強制加入したが加入後の事業主に対する十分なフォローができない事態が生じる恐れがある。当然、その後の入退社手続きもしっかりとフォローしなければ保険料徴収が危うくなっていく。ところが、厚生年金に加入していれば、事業主が保険料を納めなくても従業員は納付したとみなされ、年金を受け取ることができる。つまり、強制加入させても保険料がきちんと納められればかえって年金財政が悪化するとも考えられるのである。また、当該未加入事業所の多くは、社会保険事務を専任で担当する事務員がいることは少ない。したがって、社会保険庁の職員による加入が強制された場合に、当該加入手続きを行う社会保険庁の職員ということになればその事務処理の煩雑さは測り知れない。そこで、当該事業を厚生労働省や社会保険庁が今後協議して定める規模や財務状況、実績等の一定の要件を満たして認可を受けた社会保険労務士法人（以下、「特定社労士法人」という）に加入の促進から徴収の管理まで一括して委託すれば、特定社労士法人に所属する専門的知識を持った社会保険労務士（以下、「社労士」という）が加入義務の説明や新規適用手続、その後の入退社手続きの代行、保険料の徴収指導まで行い、もって社会保険事務所職員の労力や時間を削ぐことと、次に保険料徴収額の増加が挙げられる。当該事業に参入する特定社労士法人に対する対価は、未加入事業所への適用促進が、年金の空洞化を防止し、未納率を低下させることを目的とする以上、当該事業の成果は保険料徴収額で計られるべきである。そこで、特定社労士法人が加入させた事業所から徴収された社会保険料の5%相当額を補助金（以下、「加入促進補助金」という）として当該社労士法人に支給すればよいと考えている。とすれば、当該事業に参入する特定社労士法人は、社会保険事務所の委託に基づき、できるかぎり多くの未加入事業所を加入するよう積極的な促進活動を展開すると考えられ、同時に加入後の事務処理のフォローも念を期して行なっていくことが想定される。したがって先述した強制加入後、放置されたままになったり、保険料が徴収されなかったりする事態を回避でき、確実な保険料徴収を期待できると考えるのである。</p> <p>さらに、社労士試験合格者の雇用受け皿の拡充という観点から、当該事業の特定社労士法人への委託は有用である。現在、開業している社労士は、17,787人であるが、試験合格者が累計62,967人であるから、開業率は約28%という低い水準となっている。また、昨年4月から認められた社労士法人の設立数も全国で63法人となっており極めて少ない。このように試験合格率が平均9.4%という難関試験でありながら、試験を突破した者の3分の2以上の者がこの資格を業として活かすことができていない現状は、専門的知識をもつ社会保険・労働保険のスペシャリストを社会が活用できていないと言え換えることができる。また、社労士法人の設立数が少ないのも、中小企業事業主を対象とした各種保険手続きの代行や労務管理指導では規模や社会的信用はそれほど求められず、設立に要する費用や時間、リスクを負担するに足る効果が得られないからであろう。法人設立が法令化された趣旨は、「近年の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化の進展に伴い、労働及び社会保険諸制度についても大幅な整備改善が行われ、その内容は、極めて複雑かつ専門的ものになっている。このため、これらの業務に熟達した社労士の活躍に対する要請は、量」という状況の中で、社労士の行う業務の公共性、専門性及び重要性にかんがみ、その職内容等を充実するとともに資質の向上を図ることは、きわめて重要な課題となっているところである。こうした最近の社労士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、複雑化、多様化する国民的要請に的確に応えるため、社労士法人制度を創設する」とのことであった。ところが、公的年金制度に対する国民の信用を回復する社会的要請が強いにもかかわらず、専門家たる社労士も活用されず、社労士法人の制度も活用されず、試験に合格した有資格者が社労士事務所就職することにならず、就職浪人となっている現状は誠に不可解である。社会保険庁が加入促進に供する人員が不足しているというならば、この社労士の活用をもって加入促進活動を行なうことが最善と考えるのは至極当然である。これにより多くの社労士法人が新設され、ここに雇用の受け皿が生じ、多くの有資格者が雇用され雇用の拡充がなされることは、加入促進にとっても社会的な人的資源の活用観点からも重要であろう。以上の3つの理由から、私はこの度の規制改革・民間開放推進会議による「市場化テスト（官民競争入札）」の対象事業として、現在、社会保険庁およびその地方関係機関が行なっている社会保険の未加入事業所に対する加入促進事業を社労士法人に委託する案を強く要望する次第である。</p> |   |
| 2 | 52 | a | <p>(厚生労働省)<br/>年金相談業務のうち、裁定請求書の審査業務など権利義務の確定に直接結びつく面談による年金相談を民間開放することは困難であるが、年金電話相談センターの施設・設備を提供した上で、年金電話相談センターの以下の業務を市場化テストの対象とする。<br/>被保険者等からの電話に対応し、必要に応じて被保険者等に氏名、基礎年金番号、生年月日等を問い、本人確認した上で、社会保険庁が保有する個人情報にアクセスして行う年金相談業務<br/>電話による各種通知書等への問い合わせの対応</p> | <p>民間へ業務委託できない明文の法規制は、国民年金法及び厚生年金保険法上はないが、裁定請求書の審査業務など権利義務の確定に直接結びつく面談による年金相談については、年金の裁定権者である国が責任を持って直接実施すべき事務であり、民間委託にじまないものと考えている。</p> | <p>相談業務に必要な年金情報については、個人情報保護の措置等を講じた上で提供する。<br/>アクセスコストの共通化については、その具体的内容が分かり次第、措置の必要性について検討する。</p> | <p>基本的には開示できる情報である。</p> | <p>基本的には開示できる情報である。</p> | <p>社会保険関連</p>      | <p>現在社会保険庁が実施している、年金相談業務と相談業務に必要な個人情報の開示</p>  |   |
| 2 | 53 | a | <p>(厚生労働省)<br/>年金相談業務のうち、裁定請求書の審査業務など権利義務の確定に直接結びつく面談による年金相談を民間開放することは困難であるが、年金電話相談センターの施設・設備を提供した上で、年金電話相談センターの以下の業務を市場化テストの対象とする。<br/>被保険者等からの電話に対応し、必要に応じて被保険者等に氏名、基礎年金番号、生年月日等を問い、本人確認した上で、社会保険庁が保有する個人情報にアクセスして行う年金相談業務<br/>電話による各種通知書等への問い合わせの対応</p> |  |   |                         |                         | <p>年金相談窓口業務の事業</p> | <p>「現在、社会保険事務所が行なっている相談/問い合わせ事業」</p>  | <p>「社会保険事務所の年金相談窓口業務において、24時間/356日対応やコールバック予約等、民間のCRMノウハウを活用することによりCSの向上とコスト削減を図り得る。」</p> |



|       |   |  |  |  |  |   |  |  |   |
|-------|---|--|--|--|--|---|--|--|---|
| 2 5 4 | c | <p>(厚生労働省)<br/>人事院等が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされているものと理解している。<br/>また、人事院が開発しているシステムは、当庁だけが導入するものではなく、全庁が等しく導入することを政府として決定しているものであることから、システム開発者である人事院等において、そのような業務があるかどうか判断いただくべきであると考えている。</p>  |  |  | <p>人事院が開発している人事・給与システムの中で処理される業務については、職員自ら入力する行為及び決定する行為はシステム内で自動的に処理され、アウトソーシングされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされているものと理解している。<br/>いずれにしても、システムが完成され導入した時点でなければ、各種業務の形態が明確にできない状況であり、現時点では情報を開示することは不可能である。</p> |   | <p>社会保険庁の人事・給与関連事務</p>   | <p>現在社会保険庁の庶務課等が実施している職員の勤怠管理・給与計算・保険・税金関係処理等の事務</p>   | <p>社会保険庁における人事・給与関連事務は裁量性の少ない定型業務といえます。同事務を、人事労務管理の専門家である社会保険労務士に一括して委ねることにより、行政事務の簡素効率化と当該事務にかかるコスト削減を実現することができま<br/>す。また、専門性を有する第三者の目が入ることによって、経理の適正化も期待できます。</p>   |
| 2 5 5 | d | <p>(厚生労働省)<br/>書類の発送業務については、既に大部分を民間委託しているため、「措置済み」である。(なお、郵便料金については適切に割引措置を実施済みである。)</p>  |  |  |  |   | <p>通知書等発送業務</p>  | <p>社会保険庁の書類発送業務(納付通知など)を、民間事業者が大量処理機器を活用し、更なるコスト削減(複数差出人割引の活用など)を実施する提案書類発送の主旨を鑑み、本人の手元まで配達すべきであるので、返戻郵便物については調査した上で再送するものとする。</p> | <p>民間事業者の大量郵便物との融合による更なる割引率取得はじめ、同封資材の個人別選択封入の利用により、明確なターゲット別に告知資材を封入するなど効率化と効果の両面を追求する。配達すべき住所に所在するかを事前に確認を行い、無駄な郵便料等を排除し、転出している場合は住民票調査をした上で確実に配達を行う。</p>   |
| 2 5 6 | d | <p>(厚生労働省)<br/>入力業務については、既に大部分を民間委託しているため、「措置済み」である。その他の業務については、提案されている内容が分かり次第、対応を検討したい。なお、年金電話相談センターの業務を市場化テストの対象とすることとしている。</p>   |  |  |  |   |  | <p>「現在、社会保険庁が実施している受付事業、住民基本台帳による生存確認事業、入力事務委託事業、外部委託のブロック化事業」をご提案申し上げます</p>   | <p>現行の受付事業は、待ち時間があつたり、現状のライフスタイルを考慮した際に、国民に対して利便性が悪い為、民間に委託することにより、極端に言えば3日5日、24時間対応が可能となる<br/>現行の住民基本台帳による生存確認事業は、エリアの問題やクレーム、同時に中高年者の失業率を考慮に入れ台帳の選定から、調査員を中高年者の受け皿とし、より円滑な事業展開ができる<br/>現行の入力委託事業は、毎回入札をし、特殊な入力スキルを要求される際は、一から教育をする無駄な作業と金額がまもなくで新規参入が難しい状態である為、地域一括受託と基本設定が大事である為<br/>現行の外部ブロック化事業は、本来事業運営を円滑に運営受託企業に委託する事により、専門性の向上と民間事業をモデルとし運営する事により、国民へのサービス向上が図れるため。</p>   |
| 2 5 7 | d | <p>(厚生労働省)<br/>保育所については、平成12年3月より設置主体の制限を撤廃しており、株式会社やNPO法人等による保育所の設置を認めている。</p>  | <p>児童の保育サービスは、児童の健康を守りその心身の健全な育成を図る観点から、認可保育所においては児童福祉施設最低基準を満たす必要があると考えている。<br/>認可保育所については、平成12年3月に、その設置主体に係る制限を撤廃している。(「保育所の設置認可について」平成12年3月30日児発第295号)</p>  |  |  |   | <p>陸ネットワーク<br/>(略称:M-net)</p>  | <p>厚生労働省で行っている社会福祉事業及び雇用促進事業のうちの下記の事業<br/>・児童福祉事業<br/>・中高齢者雇用事業<br/>・少子化対策事業<br/>・新規雇用創造事業</p>                                     |   |
| 2 5 8 | c | <p>(厚生労働省)<br/>稼働世帯の自立助長が十分に図られていないことから保護の適正化が求められているという問題については、官より民が実施主体として適していることを示すものではなく、むしろ制度としての問題である。その解消のため、今後は「自立支援プログラム」を導入することにより、効果的な自立・就労支援策を実施する制度への転換を図ることとしている。また、当該取組を充実させていく上で、地方自治体の管理の下で、より一層非常勤職員の活用や地域の社会福祉法人等民間団体との連携やアウトソーシングを進めていく考えである。<br/>ただし、生活保護制度の実施については、認定から自立助長まで一貫したものであり、特に認定については、申請者や被保護者の状況や地域の実情に応じて、保護の実施機関(都道府県・市)の判断により行われるものであり、これは地域住民の福祉の増進を担う立場、給付費用の4分の1を負担する立場等、保護の実施機関の責任において行政が行うべきものである。また、生活保護の決定・実施については、個人の生活歴、家族状況、資産状況、健康状態、生活状況等を把握する必要があることから、被保護者を含めた国民の信頼感が非常に重要である。こうした観点から、生活保護の決定や指導指示等の全般について民間委託することはできず、市場化テストの対象とすることは適当でない。</p> | <p>生活保護法第19条第1項において、保護の決定・実施については、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が行うものと規定されており、その事務の委任については、同条第4項において、保護の実施機関の管理に属する行政庁(社会福祉法第14条の規定により設置される福祉事務所)が想定されている。)に限ると規定されている。<br/>当該法規制の必要性・妥当性については、-2のとおりである。</p>  |  |  | <p>-2において既に述べたとおり、ご要望については、市場化テストの対象とすることはできない。</p> | <p>「生活保護活性化事業」</p>   | <p>「現在厚生労働省が所轄し、各地方自治体が法定受託事務事業として実施している生活保護事業」<br/>「生活保護事業のうち、特に審査、判定、相談等に関する事務」</p>  | <p>現行の生活保護事業は、稼働年齢層に限れば、いわば保護受給権の既得権化による労働能力の不活用や社会生活への不参加、公的扶助サービス提供における不公平感などといった問題を引き起こしている。保護の適正化や公正化等の観点からこれ以上官である福祉事務所任せにしておく訳にはいかないと思う。<br/>したがって民間の受託事業者が保護受給の期限を定め、その期間内に被保護者に対する相談・指導・助言など様々なサービスを実施し、期間満了とともに原則保護廃止をするといった方式を実施すれば、結果的に保護受給者の自立や財政負担軽減といった面で改善が図れると期待できる。もちろん民間事業者が参入する以上、保護受給者の秘密を守るなどプライバシーには極力配慮しなければならない。</p>  |
| 2 5 9 | c | <p>(厚生労働省)<br/>厚生年金病院については、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、5年を目処に、例外なく地方公共団体や民間への売却を進めることとしており、市場化テストの対象とするのは不適当である。<br/>社会保険病院については、平成14年12月25日に公表した「社会保険病院の在り方の見直しについて(厚生労働省方針)」に基づき、病院の施設整備を含め、基本的には個々の病院の責任において運営するという考え方に立ち、平成15年を初年度とする3か年の経営改善計画を策定し、現在、各病院において経営改善に努めているところ。<br/>今後、経過措置期間中(平成15年度から平成17年度)における経営実績を評価した上で、単独で経営自立ができる病院<br/>単独で経営自立が困難であるが地域医療にとって重要な病院<br/>その他の病院<br/>に分類し、平成18年度において、整理合理化計画として取りまとめることとしている。<br/>また、現行の全社連への一括委託方式は、経過措置期間を経て終了し、民間への売却を含む新しい効率的な経営方式に移行することとしており、市場化テストの対象として不適当である。</p>   | <p>今回の事例である社会保険庁から全国社会保険協会連合会等への委託は、病院運営の委託ではなく、開設者そのものを全国社会保険協会連合会等とし、国の行う事業の委託を行っていることから、今回新たに全国社会保険協会連合会等以外の団体に本事業を委託することになっても開設者の変更に係る手続を踏む医療法上は問題ない。<br/>なお、営利法人が病院の運営を行うことは、営利を目的とした医療機関の開設を認めていない医療法第7条第5項の趣旨から認められないことになる。<br/>また、医療機関の開設者については、医療機関の適正な運営を確保するため、開設者が医療機関の運営の責任主体たること医療法上求められており、他の者に対する医療機関経営の包括的委託は認められていないものである。</p> | <p>これらの事項については、市場化テストに関するガイドライン、官民競争入札の実施に関する方針、サービスのコスト削減等を実現し得る評価基準、契約条件等を策定する中で考慮すべき内容であると考えられ、その中で検討することとなる。</p> | <p>施設単位の損益状況及び職員数については、基本的には開示できる情報である。</p>  |   | <p>社団法人全国社会保険協会連合会が経営する社会保険病院および厚生年金病院<br/>に対する「市場化テスト導入」にかかるご提案</p> | <p>提案内容：厚生労働省から社会保険庁へ委託し、社団法人全国社会保険協会連合会に再委託、経営する社会保険病院、厚生年金病院)において赤字が継続する病院に関して、全業務を施設単位で市場化テストの対象とする事を提案いたします。</p>               | <p>(1)平成15年度と前年度の単年度損益は黒字施設36施設、赤字施設20施設。累積損益も同じく黒字施設36施設、赤字施設20施設となっており、社会保険都府県廃止後の計56施設での連結損益になっても効果的な経営改善がみえておりません。<br/>(2)社会保険病院も厚生年金病院も運営は厚生労働省所管の社団法人や財団法人に委託しています。従事者はすべて法人職員になっていますが、役員などは厚生労働省や社会保険庁のOBが多岐にわたります。政管健保の社会保険病院5箇所、厚生年金全廃の厚生年金病院10箇所。土地、建物固有財産のため、立替や補償などの施設整備費も政管健保及び厚生年金から支出しています。社会保険病院の2002年度の施設整備費は234億円。90年代以降は人口の高齢化で医療費、年金給付費が膨らむ一方、景気低迷で保険料入は伸び悩み、政管健保、厚生年金は共に財政が悪化している。このため公的保険から病院の整備費を2006年度目処に全廃する方針を決めています。官民のパートナーシップを組むことにより改善を図る事を提案致します。社会保険病院は国営民営の形を取っていますが財源、補助金及び厚生労働省、社会保険庁、全社連の繋がりを考慮した場合、テストの対象となるのではないのでしょうか？(全社連：都道府県社会保険協会を会員47名として設立され、その目的は健康保険及び厚生年金その他社会保険事業の円滑な運営を促進し、併せて被保険者及び被扶養者の福祉を図ると共に社会保険制度確立に資する事を目的として民法第34条の規定により厚生大臣の許可を得て設立された公益法人です。)</p> |

|     |      |  |   |  |  |  |  |  |   |
|-----|------|--|---|--|--|--|--|--|---|
| 260 | c又はd | <p>(厚生労働省)<br/>国立病院機構においては、平成16年5月よりクレジットカード及びデビットカードによる決済を行っていることから、支払方法の多様化については既に民間開放済みである。<br/>なお、未納分回収業務の委託については、弁護士法及び債権回収業に関する特別措置法(サービサー法)による規制があり、不可能と承知している。</p>   | <p>弁護士法及び債権回収業に関する特別措置法(サービサー法)により、民間事業者に回収業務の委託等ができる債権に診療費債権の患者負担分は含まれていないと承知している。</p>   |  |  |  | <p>「国立病院医療費<br/>収納事業」</p>  | <p>「国立病院の医療費収納に関する事務」</p>  | <p>医療費の収納について、これを民間が、未納分の回収作業、及びクレジット決済、カード決済、コンビニ収納といった方式で実施することとすれば、支払方法の多様化など公共サービス向上の点で改善が図り得る。</p>                               |
|     |      |  | <p>(法務省)<br/>【現行の法規制等の内容について】<br/>弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現とを使命とし、ひろく法律事務全般を行うことを職務とするものとして、わが国の法律秩序が形成されているのであるが、弁護士法第72条は、弁護士でない者が他人の法律事件に介入することを禁ずれば、当事者その他関係人らの利益を損ね、国民の公正な法律生活を侵害し、ひいては法律秩序を害することになるから、これを禁止するために設けられたものであり、当該規定は、現在においても合理性、必要性を有する規定と考えている。国立病院の医療費収納に関する事務は法律事件に該当するものである。<br/>ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないとしており(弁護士法第72条後段)、他の法律に定めを置く場合には、同法自体の改正は必要ないものと認料する。<br/>また、債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(債権管理回収業に関する特別措置法第2条)。国立病院の医療費は特定金銭債権ではない。<br/>【関連する規制改革措置の内容】<br/>司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号)において、弁護士法第72条の例外が弁護士法以外の法律に存することを同条ただし書に明記した(平成16年4月1日施行)。<br/>また、債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。</p> |  |  |  |  |  |   |
| 261 | e    | <p>(国土交通省)<br/>現在の行政書士の業務は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することとなっている(行政書士法第1条の2第1項)。一方、補助金適正化法等に基づく確定検査は、報告書等の書類の審査だけでは把握しきれない経理の執行や工事の竣工状況等について、会計制度面及び技術面の専門的知見から判断を行うものである。従って、行政書士が補助金適正化法等に基づく確定検査を行えるというのは、事実誤認と考える。</p> |   |  |  |  | <p>電子政府構築計画に基づく「物品調達・物品管理・謝金・諸手当・補助金および旅費の各業務・システム構築最適化計画における補助金適正化法等に基づく確定検査のサポート事業</p> | <p>補助事業者に向いて行う「調査」のうち確定検査に係わるものについては、職員複数名で実施しているが、職員一名をのぞいた残りの者に、行政書士等の職員による判断を必要としない当該調査業務は、会計記帳や財務諸表の作成を業務とする外部専門家の行政書士等に委託することで原簿職員の調査業務の負担軽減を図るとともに、行政書士による専門能力を活用することにより正確性の向上や、会計担当職員の審査業務に係る負担軽減とコスト削減が図られる。<br/>あわせて、行政書士資格は公務員退職者が資格取得できる。当該調査業務は、補助金業務に経験を有する官庁退職者(高齢者)で行政書士の資格を取得した者により構成されている全国都道府県行政書士会と現地会員を活用することで、公務員の手当、出張費、宿泊費等が削減され、かつ官庁退職者という高齢者の雇用拡大を促進する。</p> | <p>補助事業者に向いて行う「調査」のうち確定検査に係わるものについては、職員複数名で実施しているが、職員一名をのぞいた残りの者に、行政書士等の職員による判断を必要としない当該調査業務は、会計記帳や財務諸表の作成を業務とする外部専門家の行政書士等に委託する。</p> |
|     | e    | <p>(農林水産省)<br/>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく補助金等の額の確定のために必要に応じて行う現地調査については、行政書士法第1条の2及び第1条の3で規定された「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」を作成する等の業務に該当するか判断が必要と認料するが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び行政書士法は当省の所管するところではないため、回答は困難。</p>                           |   |  |  |  |  |  |   |
|     | e    | <p>(厚生労働省)<br/>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律については、財務省の所管法令であり当省としては当該提案について、判断する立場にないものとする。</p>   |   |  |  |  |  |  |   |

|   |   |      |   |   |   |   |  |  |  |  |
|---|---|------|---|---|---|---|--|--|--|--|
| 2 | 6 | d, e | <p>(経済産業省)</p> <p>1. 貿易保険と同種の保険を実施しようとする場合は、保険業法に基づき、金融庁への申請手続き等を経ることとなるもので、貿易保険法上は、民間保険会社等に対する参入規制は存在していない。この点に関しては、「貿易保険分野における官民あり方検討委員会、最終とりまとめ(平成16年12月2日)」において明確化するとともに、各民間保険会社に対して説明してきているところ。</p> <p>なお、国の貿易保険事業のうち、将来的に、民間保険会社によって買・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される分野の見通しが明確になれば、それを民間保険会社に委ね、国は民間保険会社が提供できない分野へと特化すべきであるが、それまでの間は、引き続き、国が関与することが必要であり、また、仮に民間に委ねた後であっても、将来的に参入した民間保険会社が何らかの事情で市場から退出することも念頭にあげ、それを補充できるような体制(セイフティネット)が我が国企業(利用者)の国際競争力確保の観点から必要である。</p> <p>2. 組合包括保険制度は、NEXと各輸出組合との間で、あらかじめ定める輸出品を包括的に保険契約の対象として双方合意の上締結している双務有償契約である。これは、輸出組合が被保険者側の事務をとりまとめるため、被保険者及びNEXの事務コスト削減につながることから一定の低い保険料率が設定されているものである。このため、当然に、NEXが各輸出組合の会員企業に対して一方的に強制的な包括保険契約への加入を義務付けるものではなく、各輸出組合が会員企業の総意を踏まえた自主的な判断としてNEXとの間で同契約の締結を選択しているものであり、カルテルが存在しているわけではない。</p> <p>他方、組合包括保険制度については、当省としても、近年の我が国企業の対外取引形態の変化に伴い、NEXにおいて、保険料率や商品性の見直し、新商品の開発を含め、その抜本的な見直しに着手すべきと考えている。また、組合員企業が民間のサービスを利用する選択の幅が実質的に限られるとの指摘もあることも踏まえ、民間参入円滑化のための環境整備を図る上でも、可能な限り早期に検討を進め、遅くとも第二期中期目標期間の開始( )から2年以内(平成18年度中)に、組合員企業の付選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、抜本的な見直しを行うこととしており、この点については「貿易保険分野における官民あり方検討委員会、最終とりまとめにおいて明確化している。( )NEXの中期目標期間は4年で、平成17年4月1日から第二期が開始される。</p> <p>3. 貿易保険の保険料率については、対外取引の相手国のカントリー・リスクや、被保険者が契約相手方の信用リスクについても保険でん補を希望する場合はその信用状況を審査の上、個別の引受リスクを勘案して設定するよう努めており、クロスサブシディ(内部補助)を前提としているものではない。なお、貿易保険事業の収支バランスを評価する際には、特に中長期案件については、相手国の債務繰延等に伴う場合も含めて10～30年にもわたる長期間の保険事故債権(利息を含む)の回収を含め、長期的なスパンでの収支相償の実現が図られるかが重要な視点となるなど、民間保険会社とはそもそも保険事業として成立する基準が異なることに留意する必要がある。</p> |   |   |   |  | 貿易保険(輸出信用保険)分野民間参入プロジェクト                         | <p>「現在(独)日本貿易保険が実施している貿易保険(輸出信用保険)業務」</p> <p>1. 短期輸出信用保険<br/>2. 長期カントリーリスク保険</p>   | <p>現行の貿易保険業務は永年通産省およびその当該分野の後継組織である(独)日本貿易保険が独占的に実施してきた。しかしその公的独占体制と競争の欠如から選択の任意性が薄連し、その結果利用者の利便性をそこない選択の自由を限定する事態に至っている。</p> <p>今後の提案は、当該分野に民間企業の参入を促すことにより適正な競争の下で利用者の利便性を向上せしめ、信用リスク管理の強化と費用の低減を実現し、輸取出引の促進を期するものである。更にサービス提供の増加、費用の市場基準化の実現などが期待出来る。</p>   |
| 2 | 6 | 3    | <p>(経済産業省)</p> <p>「民間にできることは民間で」の原則に則り、海外投資保険を民間保険会社が我が国において実施することは、我が国企業にとっても商品・サービスの選択肢の拡大等の意味で歓迎すべきもの。</p> <p>なお、民間保険会社が国の海外投資保険と同種の保険を実施しようとする場合の法的整理については、要望「2-6-2」に対する「 - 2 措置の内容(対応策)」1. の内容と同様である。</p>  |   |   |   |  | 独立行政法人「日本貿易保険」の一部民間移管                            | 海外投資保険事業の移管  | <p>経済産業省の関係業務を現在の独立法人に移管したものと認識していますが、保険料の低減を含め効率化については、民間に移管し、自由な競争下においたほうがより進むのではないかと</p>  |
| 2 | 6 | 4    | <p>(経済産業省)</p> <p>電子モールを利用した調達については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」において、少額の物品調達について導入が予定されており、その構築・運営は、官民双方において実施できる可能性があると認識している。ただし、経済産業省では、上記最適化計画の策定担当府省として、電子モールの本格導入に先立って、民間が構築・運営するモールを利用した調達を試験的に実施することを予定していることから、官民競争入札という形式によらず、かかる実証事業を通じて、モールを利用するための具体的な方法等につき検討を行うこととした。</p> <p>なお、当該実証事業においては、参加希望者を提案公募方式により広く募り、公平な審査を経て採択者を決定する予定である。提案公募の時期としては、今後、検討・準備に2カ月程度を要すると想定されることから、平成17年2月頃の開始としたい。</p>  | <p>会計法、予算決算及び会計令その他の会計関係諸法令によって政府調達の手続が定められているが、電子モールを用いた政府調達を行うこと自体を制限する法規制は存在しない。</p> | <p>- 2のとおり、官と民との間の競争入札とはせず、今後実施する実証事業において、民間事業者のみを対象とした提案公募を行う。</p> | <p>- 2の提案公募に際し、以下の情報を開示する。さらに、採択者に対しては、質疑応答の機会を十分に与えること等により、より詳細な情報の提供を図ることとする。</p> <p>・調達に係る業務フロー<br/>・調達に関連する諸法令・諸規則<br/>・調達において満たすべき要件(透明性・公平性・中小企業への参加機会の確保等)</p> |  | 政府調達(公共事業を除く)対応の電子モール(e-Market Place)の開設・運用・管理事業 | <p>「将来、政府調達の電子化を推進するに当たって必須となる。膨大な数に達するであろう、電子モール出店者(販売者)の商品登録(コンテンツ登録)、商品保守(コンテンツ保守)、商品更新(コンテンツ更新)に関する業務ならびに、政府調達を実現(購買者側・販売者側を連係)するSystemの開設・運用・保守・管理に関する業務」</p> <p>【注】<br/>現在、政府調達向け電子モールは存在していないことから、政府調達向け電子モールの開設・運用・管理を実施している、国等(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。)の機関は不明です。</p> | <p>【政府調達における契約の電子化のあり方に関する検討会：中間報告書によると】<br/>カタログ調達(簡易契約)システムは、海外の電子政府で広く実施され、調達業務の効率化や透明性向上等に大きく貢献しているものである。日本では同様の事例は見られないものの、現在の契約制度において実施されている単価契約あるいは簡易契約における見積書の徴収と一部類似していることも可能と認識。</p> <p>【当社の強み】<br/>当社は電力会社における調達の類似事例(単価契約物品のカタログ調達、簡易契約物品のカタログ調達)を有しており電子カタログ購買に関する上流から下流(電子カタログの価格決定に用いる競争入札System-電子カタログ作成・保守・更新-受発注処理Systemの運用・保守;電力会社の業務フローと合致させた)のknow-howを有し、新たに政府機関で同様の業務を行うより安価で安定した業務を遂行することが可能であるとと考えております。</p> <p>さらにもう少し遅れば、政府調達を実現するSystemについても当社は大部分を既に有し、稼働していることから、政府が1から構築(受発注System-電子カタログ関係Systemを新規に構築)するよりもはるかに安価にて実現できるものと考えております。</p> <p>上記2点の優位性を持ち提案致します。</p> |
| 2 | 6 | 5    | <p>(国土交通省)</p> <p>道路の維持管理については、清掃、除草及び補修に係る作業を外部委託してきているところであり、今後とも引き続き、外部委託手法の活用を図る。</p>   |   |   |   |  | 道路維持管理事業   | 「現在、国が実施している道路維持管理事業」  | <p>・国道は国道事務所が維持管理されていますが、道路を維持管理する際、一括して面または群管理することによって効率的な維持管理が可能になると考えています。</p>  |
| 2 | 6 | 6    | <p>(国土交通省)</p> <p>道路の維持管理については、清掃、除草及び補修に係る作業を外部委託してきているところであり、今後とも引き続き、外部委託手法の活用を図る。</p>   |   |   |   |  | 国道維持管理事業   | 現在、国土交通省が実施している国道および付帯設備維持管理に関する業務   | <p>現在、国道および付帯設備の維持管理をするために、全国各地の工事事務所等に専属の職員が常駐している。この業務を、全国展開している建設業者(有資格者)に委託することにより、国費の経費削減に繋がる可能性が高い。</p>  |
| 2 | 6 | 7    | <p>(国土交通省)</p> <p>河川、砂防、ダムにおける維持管理については除草及び補修に係る作業を外部委託してきているところであり、今後とも引き続き、外部委託手法の活用を図る</p>   |   |   |   |  | 河川、砂防、ダム等の施設管理業務                                 | 現在、国土交通省等が実施している一級河川、ダムおよび付帯設備維持管理に関する業務   | <p>現在、国道および付帯設備の維持管理をするために、全国各地の工事事務所等に専属の職員が常駐している。この業務を、全国展開している建設業者(有資格者)に委託することにより、国費の経費削減に繋がる可能性が高い。</p>  |
| 2 | 6 | 8    | <p>(国土交通省)</p> <p>工事の監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて行うこととされているが、監督業務における外部委託の可能性について検討し、国の職員が直接監督を行う場合にあっては、補助的な業務については、既に外部委託を実施している。</p>   |   |   |   |  | 請負工事における監督業務の一部委託                                | 国土交通省の各事務所が実施している土木工事のうち、特に高度な技術力を必要とする工事  | <p>現在、公共工事請負契約では、監督と検査により契約の適正な履行を確保することになっている。しかし、高度な技術力が必要な工事や技術者が不足する小規模な町村が発注する工事では、発注者側が十分な監督を行うことができないため、工事の品質低下が懸念されている。工程管理や立会いなど一部の監督業務は、一定の能力を有した民間事業者等であれば実施することが可能であり、監督員の技術力向上による工事品質の確保が期待できる。</p>   |
| 2 | 6 | 9    | <p>(国土交通省)</p> <p>建設業の経理知識審査等事業については、国が行っているものではない。</p>   |   |   |   |  | 建設業の経理知識審査等の、案内、登録                               | 建設業の経理知識審査等事業  | <p>資格取得に掛かる案内、実施、資格証の発行等の業務を民間に委託することによって、国費の経費削減や個人負担の削減が図られる可能性が高い。</p>  |

|   |    |   |   |  |  |  |  |  |                                   |   |  |
|---|----|---|---|--|--|--|--|--|-----------------------------------|---|--|
| 2 | 70 | d | (国土交通省)<br>監理技術者講習の実施機関については、平成16年3月1日に施行された改正建設法により、一定の要件を満たせば民間企業等が登録可能となっており、平成16年11月1日現在で7機関が登録されている。   |  |  |  |  |  | 監理技術者資格更新等の、案内、講習、発行              | 技術者資格の更新講習等の実施業務  | 資格更新に掛かる講習案内、講習、資格証の発行等の業務を民間に委託することによって、国費の経費節減や個人負担の削減が図られる可能性が高い。   |
| 2 | 71 | e | (国土交通省)<br>落札者の決定は発注者が行う事務とされているところであるが、発注者が行う技術提案の審査、評価にあたって第三者から意見を聴く場合はある。この場合においても、落札者決定の公正性の確保を図るため、中立な立場で公正な判断ができる学識経験者から意見聴取を行っているところである。参加資格要件とその評価方法については発注公告に明示するとともに、落札者を決定した理由については入札契約適正化法に基づいて公表しているところであり、落札者決定の透明性は確保されている。 |  |  |  |  |  | 公共工事<br>落札検討業務                    | 公共工事の技術提案型入札制度やデザインビルト、総合評価方式等による競争入札の評価検討業務  | 落札者決定をランダムに選ばれた有識者<第三者>が行うことによって、公共工事の透明性を高めると共に技術力の底上げを図る。  |
| 2 | 72 | d | (国土交通省)<br>監理技術者講習の実施機関については、平成16年3月1日に施行された改正建設法により、一定の要件を満たせば民間企業等が登録可能となっており、平成16年11月1日現在で7機関が登録されている。<br>なお、国土交通大学校においては、建設法に基づく検定・講習等に関する業務は行っていない。  |  |  |  |  |  | 建設技術者の実務教育                        | 現在、国土交通大学校で実施している建設技術者を対象とした教育等に関する業務   | 技術者認定や免許更新時等に受講している講習会の開催を、民間企業に委託することによって、国費の経費節減や受講者の負担削減に繋がる可能性が高い。   |
| 2 | 73 | d | (国土交通省)<br>国営公園の管理については、植物業管理、建物管理、清掃等の業務を国は直接行わず、外部委託しているところであり、今後とも引き続き外部委託手法の活用を図る。  |  |  |  |  |  | 国営公園管理事業                          | 「現在、国が財団法人公園緑地管理財団に委託している公園管理事業」  | 地方公共団体と同じように指定管理者を応募して、民間事業者と競争する価値があるとします。また、規制緩和によって公園の新しい利用方法等が模索可能かと思えます。  |
| 2 | 74 | d | (国土交通省)<br>自動車保有関係手続のワンストップサービスについて)<br>自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムについては、申請者の利便性を向上させるため代理申請の仕組みを構築しているところであり、行政書士等による申請も可能とすることとしている。   |  |  |  |  |  | ワンストップ行政手続サービスセンターへの行政手続のアウトソーシング | (例)<br>「国土交通省に対する許認可・届け出等の申請手続は、書面および電子的媒体で行われているが、これらの手続き書面様式が部局ごとに異なり、特に電子的な申請手続きにおいては、その申請に用いる電子的方式が同一省庁であっても部局間で異なるシステムが採用されている場合が見受けられる。このように申請様式、申請方法、申請媒体、申請の相手先が多様多様化しているのは、国民にとって非常にわかりにくく、かつ、馴染みにくいものとなっている。その一方で政府は電子政府を構築しているが、オンライン化法により、情報処理組織に到達した時を申請が行われた時として24時間申請ができるようにしているが実際には実現できていない。そこで、行政書士は官公署に提出する書類および電磁的記録の作成を業としているので、国土交通省は行政書士により設立された「行政手続ワンストップサービスセンター」に申請手続を集中させて一元化し、かつ形式審査等も委任して、申請手続きの振り分け機関として活用されたい。行政書士による「行政手続ワンストップサービスセンター」が国土交通省に対する全申請手続（一例だが特殊車両通行許可・貨物自動車運送事業等の書面および電磁的記録は全国の部・支・分局および地方局にまたがる）について作成および代理・代行をワンストップかつシームレス（24時間365日稼働）で行うことにより国民の利便性と電子申請による行政の効率化は格段に向上する。この先例として現在検討されている「自動車保有関係ワンストップサービス」がある。これは業界の利便性が優先しているとみられているが国民の利便性を向上させるためにもこれにも行政書士の活用を盛り込むべく再検討すべきである。 | 公務員であった者は行政書士と成れる。小さな政府を目指すため、加えて高齢化社会における高齢者の再雇用問題の解決のために、行政書士による当該事業を行うことは、問題解決の最善策である。また国民にとって公務員であった者および行政書士という専門家によるサービスが受けられることは、国民にも行政にも効率的かつ安心である。当然アウトソーシングによってコストダウンが図られる。 |
| 2 | 75 |   |   |  |  |  |  |  | 政府検査業務                            | 現在会計検査院が実施している政府検査のうち、特別会計における業務監査の中の、調達業務の効率性について監査を行う。  | 現在会計検査院が行っている業務のうち、主に効率性の視点から特別会計の調達に関する監査を行う。専門的ノウハウをもった民間の監査法人が監査を行うことにより、会計検査院と協働で強い国の会計検査の仕組みを作り上げる。また外部の立場から監査を行うことにより独立性の強化した監査ができる。   |
| 2 | 76 |   |   |  |  |  |  |  | 政府検査業務                            | 現在会計検査院が実施している政府検査のうち、特殊法人における財務監査の中の、財務諸表の正確性について検査を行う。  | 現在会計検査院が行っている業務のうち、主に正確性の視点から特殊法人の財務諸表の監査を行う。専門的ノウハウをもった民間の監査法人が財務諸表の正確性の保証機能を果たし、会計検査院と協働で強い国の会計検査の仕組みを作り上げる。また外部の立場から監査を行うことにより独立性の強化した監査ができる。                                     |
| 2 | 77 |   |   |  |  |  |  |  | 政府検査業務                            | 今後会計検査院が実施すると思われる政府検査のうち、省庁別財務諸表の正確性について検査を行う。  | 今後会計検査院が実施することが想定される業務のうち、主に正確性の視点から省庁別財務諸表の監査を行う。専門的ノウハウをもった民間の監査法人が省庁別財務諸表の正確性に対する保証機能を果たし、会計検査院と協働で強い国の会計検査の仕組みを作り上げる。また外部の立場から監査を行うことにより独立性の強化した監査ができる。                          |

|     |  |  |  |  |  |  |                |          |   |
|-----|--|--|--|--|--|--|----------------|----------|---|
| 278 |  |  |  |  |  |  | 会計検査院業務の一部民間委託 | 特定はできない。 | 検査院の検査結果によると、実施される検査は国や対象の政府関係機関のみにしか達していないこと(某新聞)。手が回らないのであれば、一部を民間の監査法人に委託したらどうか? |
|-----|--|--|--|--|--|--|----------------|----------|---|